

第3回行財政改革審議会 (補助金見直し公開ヒアリング)

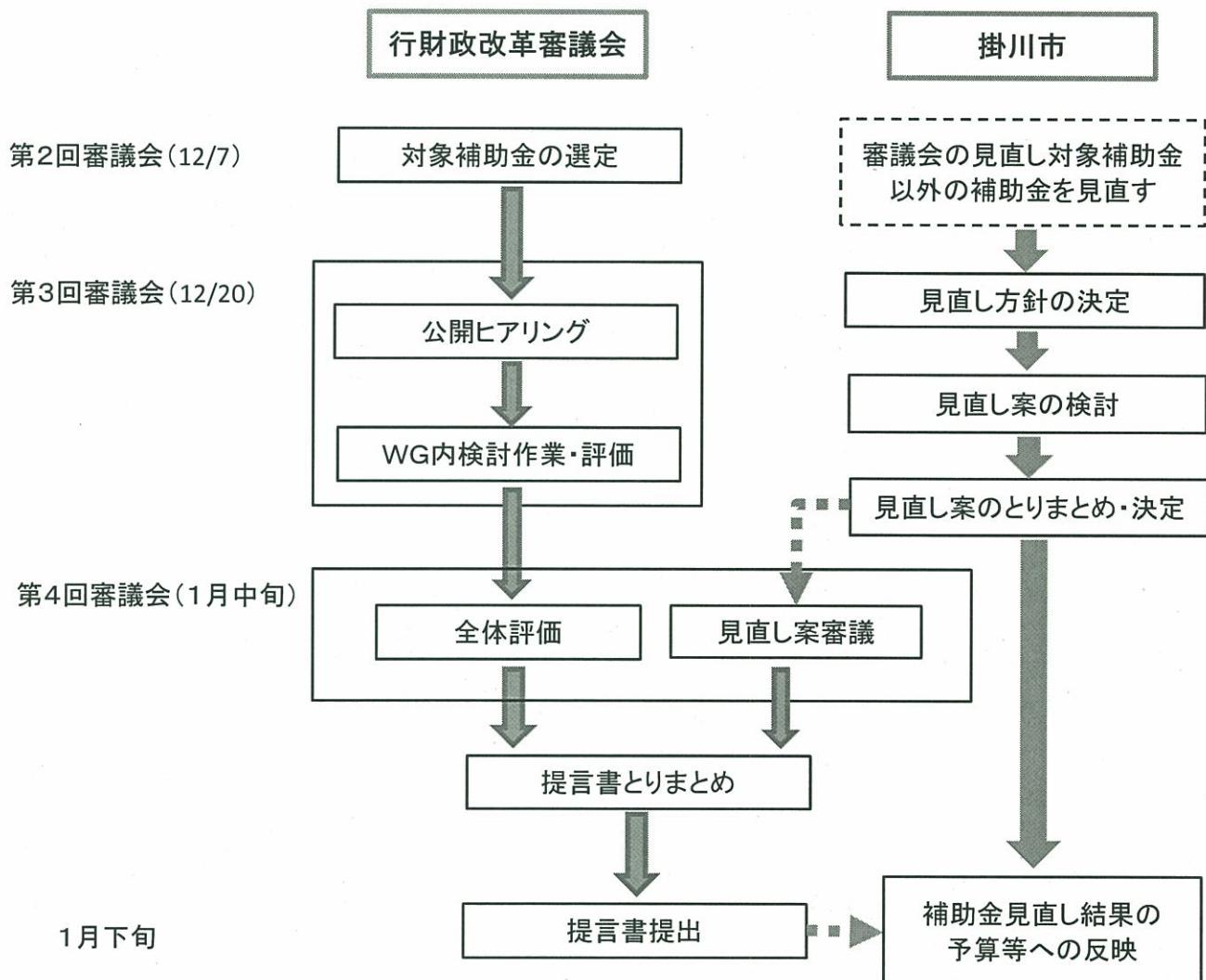
タイムスケジュール		
時刻	内容	傍聴の可否
9:30~10:30	事業1ヒアリング	可
10:30~11:30	事業2ヒアリング	可
11:30~12:30	事業3ヒアリング	可
12:30~13:30	休憩	
13:30~14:30	事業4ヒアリング	可
14:30~15:30	事業5ヒアリング	可
15:30~16:00	休憩	
16:00~17:00	WG別に結果とりまとめ	不可

会場:市役所4階 会議室1-A、B、C

平成21年12月20日
掛川市

1. 補助金見直しについて

- ・市が実施する補助金事業のうち15事業を対象として、掛川市行財政改革審議会が事業のあり方や見直しの方向性について検討します。
- ・市はその結果を活用して、補助金事業の見直しを行います。
- ・今回、審議会がヒアリング対象としなかった補助金については、市が自主的に見直しを行います。



掛川市行財政改革審議会について

1 設置目的

目まぐるしく変化する社会経済情勢や厳しさを増す財政状況下で、財政の健全化を維持しながら、元気で活力あるまちづくりを進めるためには、今まで以上に実効性とスピード感ある行財政改革が求められています。そのために、常設の諮問機関として、市の行財政改革の取り組みを市民の目線で調査・審議する審議会を置くこととしました。

2 委員構成

委員数10人(内訳:指名委員5人、公募委員5人)

3 任期

2年(平成21年11月14日から平成23年11月13日まで)

2. 「補助金見直し公開ヒアリング」(本日)について

行財政改革審議会が補助金事業の実態を把握するために、各補助金事業の担当職員を招いてヒアリング(事情聴取)を行います。

行財政改革審議会を3つのワーキング・グループ(WG)に分け、それぞれのWGが5つの補助金事業の見直しを行います。本日は、各WGごとにヒアリングを行います。

市が実施する補助金事業を広く市民に知って頂くために、ヒアリングを公開で開催します。

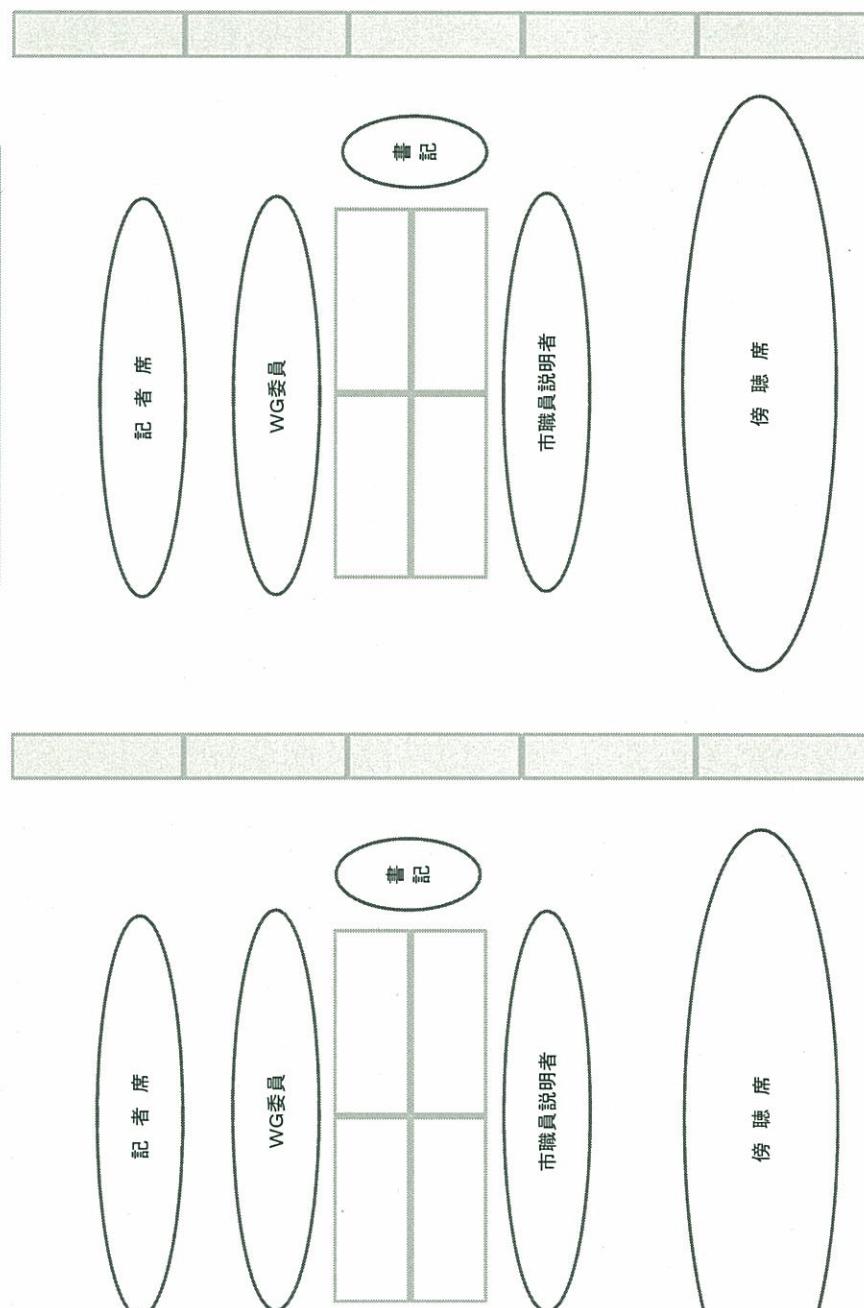
グループ	NO	検討対象の補助事業	担当課
第1 WG (リーダー：田中会長)	1	地区組織活動事業費補助金	地域振興課
	2	行政事務取扱交付金	地域振興課
	3	コミュニティ施設整備事業補助金	地域振興課
	4	自主防災組織資機材等整備費補助金	交通防災課
	5	木造住宅耐震補強事業費補助金	建築住宅課
第2 WG (リーダー：米田副会長)	1	掛川市社会福祉協議会補助金	福祉課
	2	掛川市民生委員児童委員協議会補助金	福祉課
	3	掛川市シルバー人材センター事業費補助金	高齢者支援課
	4	駅前東街区市街地再開発事業費補助金	都市整備課
	5	乳幼児保育事業費補助金	幼児教育課
第3 WG (リーダー：伊藤委員)	1	小笠掛川労働者福祉サービスセンター運営費補助金	商工労働観光課
	2	商工業事業活動費補助金	商工労働観光課
	3	掛川観光協会補助金	商工労働観光課
	4	中山間地域等直接支払事業交付金	農業振興課
	5	市町自主運行バス事業補助金	都市整備課

ヒアリング傍聴にあたっての留意意事項

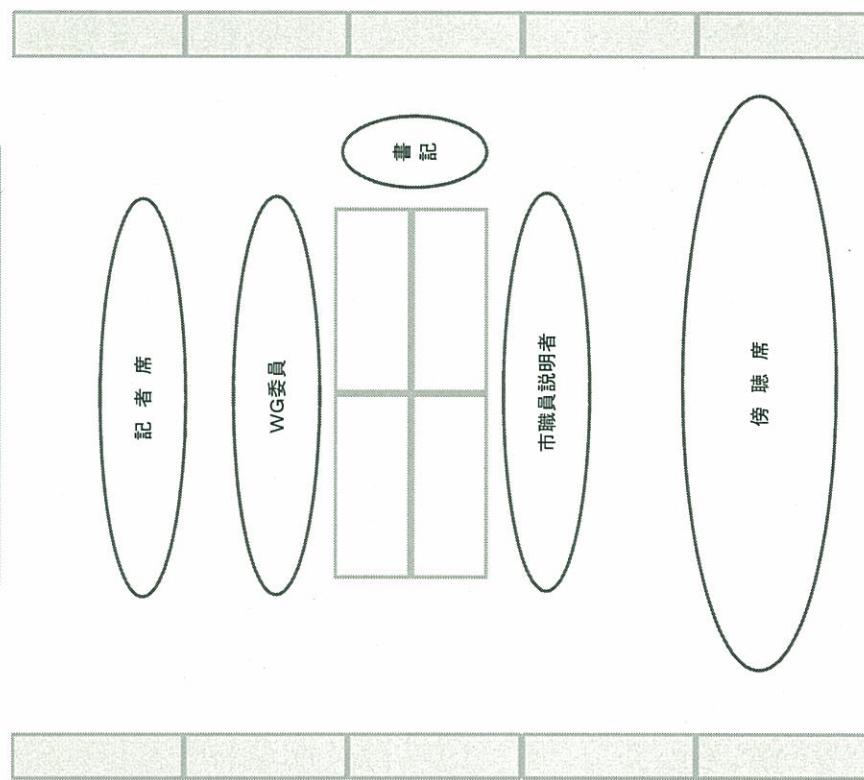
- ・ヒアリングは各WGが3つの会場に分かれて実施します。
- ・どの会場のヒアリングも自由に傍聴できます。複数の会場を自由に移動して頂いて構いません。
- ・ヒアリングや検討の妨げになるような行為は控えて下さい。そのような行為があった場合には、傍聴をお断りすることがあります。
- ・傍聴者からの発言は控えて下さい。

補助金見直し公開ヒアリング会場案内図

第1WG(会議室1-A)



第2WG(会議室1-B)



第3WG(会議室1-C)



**第3回行財政改革審議会
補助金見直し公開ヒアリング
(ヒアリング調書)**

**平成21年12月20日
掛川市**

第3回行財政改革審議会 補助金見直し公開ヒアリング ヒアリング調書 目次

第1WG（ワーキンググループ） 会場：会議室1－A

NO	課名	補助金名称	事業番号	時間	ページ
1	地域振興課	地区組織活動事業費補助金	15	9：30～10：30	2
2	地域振興課	行政事務取扱交付金	20	10：30～11：30	6
3	地域振興課	コミュニティ施設整備事業補助金	23	11：30～12：30	10
4	交通防災課	自主防災組織資機材等整備費補助金	12	13：30～14：30	14
5	建築住宅課	木造住宅耐震補強事業費補助金	147	14：30～15：30	18

第2WG（ワーキンググループ） 会場：会議室1－B

NO	課名	補助金名称	事業番号	時間	ページ
1	福祉課	掛川市社会福祉協議会補助金	29	9：30～10：30	24
2	福祉課	掛川市民生委員児童委員協議会補助金	30	10：30～11：30	28
3	高齢者支援課	掛川市シルバー人材センター事業費補助金	46	11：30～12：30	32
4	都市整備課	駅前東街区市街地再開発事業費補助金	142	13：30～14：30	36
5	幼児教育課	乳幼児保育事業費補助金	163	14：30～15：30	40

第3WG（ワーキンググループ） 会場：会議室1－C

NO	課名	補助金名称	事業番号	時間	ページ
1	商工労働観光課	小笠掛川労働者福祉サービスセンター運営費補助金	114	9：30～10：30	46
2	商工労働観光課	商工業事業活動費補助金	117	10：30～11：30	50
3	商工労働観光課	掛川観光協会補助金	127	11：30～12：30	54
4	農業振興課	中山間地域等直接支払事業交付金	81	13：30～14：30	58
5	都市整備課	市町自主運行バス事業補助金	136	14：30～15：30	62

第1WG(ワーキンググループ)

補助金事業ヒアリング調書

1 事業名(補助金)	地区組織活動事業費補助金
2 事業開始年度	昭和 46 年度から開始 (継続 39 年間)
3 担当部名	企画総務部
4 担当課名	地域振興課
5 上位施策名	生きがいに満ちた豊かな人・暮らしづくり
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>地域生涯学習センターと公民館、地区自治組織が連携して、地域づくりを中心とした生涯学習運動を進める。また、運営にあたっては、地域の自主的な運営と活動を基本とし、学習活動の一層の充実発展を図るため。 (昭和46年、掛川区域16箇所で地域公民館活動を開始。館長、主事を置く。)</p> <p>(2)対象者 (誰に)</p> <p>地区組織活動組織(26地区のセンター)</p> <p>(3)対象事業 (何に対して)</p> <p><input type="checkbox"/>センター維持管理費 水道光熱費、施設修繕費等(地区組織活動拠点施設に係るものに限る。) <input type="checkbox"/>組織運営費 会議費、備品費、通信費、文具消耗機材費、事務従事者報償費、 市連絡協議会負担金等 <input type="checkbox"/>センター活動推進費 文化・教養、スポーツ、親睦等を目的とする行事、健康増進、地域福祉、 交通安全、防犯、防災、広報紙の発行その他地区組織活動事業に要する経費</p> <p>(4)事業の必要性</p> <p>センターは地区へ管理運営を委託している市の公共施設であり、住民が集って学習をしたり、コミュニケーションを深めたり、または、まちづくり活動を推進するための活動拠点として地区に運営していただいている。</p> <p>公共施設の管理運営費として最低限の補助金を交付しているが、実際は補助金だけでは運営できないため地区負担金を徴収しセンター維持管理・活動費に充てていただいているケースがほとんどである。</p> <p>公の施設として負担すべき補助金と、地区(市民)が自ら計画する活動負担とが見事に分担されており、住民主体性の高いまちづくりを支えている。</p>

	(5)事業の制度・内容等	<p>◆地域生涯学習センターの基本的な事業活動は、従来の公民館活動を継承し、自治区事業と連携をとりながら、地域の特性を生かした自主的な活動を行う。</p> <p>①交通安全、環境美化、地域緑化などによる地域づくり ②スポーツ活動などによる親睦と体力づくり ③一人一芸一研究の奨励や文化団体の育成による文化振興 ④地域福祉の推進 ⑤青少年健全育成 ⑥男女共同参画社会づくり ⑦高齢者の生きがい学習と生きがいづくり ⑧保健活動推進などの健康づくり ⑨地域PR広報活動</p> <p>◆センター長業務 センターを代表し、センター運営を総括する。勤務は必要に応じて勤務する。</p> <p>◆事務長業務 毎週1回を1日勤務とし、その他必要に応じて月15回以上勤務するものとする。</p> <p>①施設管理 ②事務及び会計の総括 ③活動の推進指導 ④各種学級、講座の企画運営 ⑤体育祭、地区文化祭などの企画運営 ⑥団体、グループの育成及び連絡調整 ⑦生涯学習推進の指導助言 ⑧区長会、福祉協議会、市役所教育委員会との連絡調整 ⑨市と地域の行事などの情報の相互交換</p>												
7 これまでの実績等														
(1)事業実績		<p>平成20年度実績 市内23センター対象 総事業費 76,005,784円 一般財源 34,780,000円・国庫補助 650,000円・地区負担 40,575,784円</p> <p>1センター平均支出額 約3,267,000円 1センター平均補助金額 約1,540,000円 センター長・事務長手当(年間60万円) 水道光熱費(年約30万円) 施設修繕費(10万円以下の軽微な修繕は補助金にて対応。 テレビ、冷蔵庫、エアコン等の購入・修理は地域の負担とする。) 活動事業費(体育祭、文化祭、市民大学、子育て支援、高齢者サロン、視察研修 ウォーキング、交通安全啓発運動、親子陶芸会、天体観測会等)</p>												
(2)事業費(千円)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20決算額</th><th>H21事業費</th><th>H22予算要求額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>35,430</td><td>39,650</td><td>41,300</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>34,780</td><td>38,828</td><td>41,300</td></tr> </tbody> </table>	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額	事業費	35,430	39,650	41,300	うち一般財源	34,780	38,828	41,300
区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額											
事業費	35,430	39,650	41,300											
うち一般財源	34,780	38,828	41,300											
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)		<p>他市では、同様の施設には市職員が配され、公民館活動を行政直轄事業として市費を充てているケースがほとんどであるのに対し、掛川市では地域へ管理運営を一任し、地域の特色を生かした様々な専門部活動を市補助金+地区負担金で行っていたいている。この公共施設管理方法は、掛川市の特徴のひとつと言える。</p> <p>各種行政施策はこのセンターと協働することで、費用対効果を高めてきた経過がある。多様化する住民ニーズに対応したセンター活動を提供するためには、行政とセンターとの協働力をより高め、活動内容の充実を図る必要があるが、このための管理運営費がますます必要となる。</p>												
9 その他参考事項等		<p>□菊川市 地区センター 12箇所設置(小学校区単位 11地区)※設立推進中。 管理人12人 一人103,600円/月+時間外手当 施設管理費 市全額負担。消耗品費として1センター100,000円/年 交付。 事業活動費 1地区上限100万円補助。(六郷地区のみ200万円) ※1%地域づくり活動交付金(補助率10/10)</p> <p>□富士市 まちづくりセンター 26箇所設置(小学校区単位 ※戸籍の証明書交付業務有り) 一般職82人 5億3,100万円 臨時職員管理46人 1億 172万円 運営管理事業費 5,585万円(電気・水道・電話・下水道・その他) 土日夜間受付管理業務 4,422万円(シルバーパートナーセンター) まちづくり・生涯学習活動補助 1,771万円(まちづくり推進・生涯学習推進会)</p>												

補助金事業ヒアリング調書2

行政審議会

1 事業名(補助金)	地区組織活動事業費補助金
2 事業開始年度	昭和46年度から開始(継続39年間)
3 担当部名	企画総務部
4 担当課名	地域振興課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	<p>①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生涯学習センター(以下「センター」という。)は、掛川市と地区(地域生涯学習センター運営委員会)とが管理運営委託契約を結んでいる市の公共施設である。 ・センターは、第1層の区(自治会)を東ねる第2層の地区、概ね小学校区の地縁を単位に設置されている。住民が集って学習をしたり、コミュニケーションを深めたり、または、まちづくり活動を推進するための活動拠点として広く住民に利用されている。 <p>②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターは、地域住民の社会教育・生涯学習運動の拠点としても活用されている。 ・他市では、地域支援施設には市職員が配され、行政直轄事業としているケースがほとんどであるのに対し、掛川市では地区へ管理運営を一任し、地域の特色を尊重した様々な自治専門部活動を、市補助金+地区負担金で行っている。 ・センターへの補助金を廃止もしくは減額すれば、地区はセンターの維持管理を放棄するか、活動を低迷化させる可能性が高い。また、新たに市直轄の地域支援施設を運営することになれば、費用対効果のうえでも、大きな減益となる。 ・昭和54年、全国に先駆けた生涯学習運動の減衰や、地区を単位とするソフト施策や相互扶助的サービスの低下を招く恐れがある。 <p>③事業の目的、内容が時勢に合致しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年の市町村合併により、200自治区の市が誕生した(大須賀42区、大東17区、掛川141区)。第1層の200自治区を対象に行政が直接的な支援を行うよりも、第2層の地区を対象に、行政の支援を行うことが、より効果的である。 ・地域スポーツをはじめ、文化活動、交通安全・防災活動、地域福祉など、地域ニーズが多様化しているなか、センターがその活動拠点施設となり、行政では手が届きにくいソフト施策や相互扶助的なサービスを担っている。 ・行政と住民とがお互いの役割を認識し協働している、全国的に見ても先進的事例であるといえる。 <p>④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生涯学習センターは、ますます多様化する住民ニーズに対応するまちづくり拠点、地域コミュニティ活動の中心的な存在として、その位置づけはより重要なものとなる。継続あればこそ地域運営のノウハウが蓄積され、新しい地域課題等にも柔軟に対応できる。 ・センター長、事務長をはじめ、地域リーダーの養成は地域との関わり合いを保ちながら継続することが重要である。 ・行政と地区(センター)との協働によって、第1層の区単位では取り組むことが難しい事業や行政の手が届きにくい事業・サービスを担うことが期待される。

(2)公益性・公平性																	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	<ul style="list-style-type: none"> ・第2層の地区を単位とする活動をサポートすることは、社会教育的な学習機会の提供のみならず、地域福祉、交通・防災、青少年健全育成など、幅広く地域住民の安心・安全な暮らしに寄与している。 ・センター活動を通じて学んだ知識や能力は、住みやすい地域づくり、活力あるまちづくりへと連鎖として繋がっていくものである。 																
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・地区組織活動事業費補助金交付要綱に基づく補助。 ・センターは三層建て生涯学習施設ネットワーク構想の第2層に位置し、地区を単位とした活動拠点であることから、センター(地区組織)に対して補助金を交付するものである。 (三層建て生涯学習施設ネットワーク構想 第1層=区(自治区)、第2層=地区(おおむね小学校区)、第3層=市) 																
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターには広報部会が設けられ、ホームページによる情報発信をはじめ、センター広報誌によって広く地域へ情報発信されている。 ・本年度から地域生涯学習センター連絡協議会を通じ、「e-じゃん掛川」を使って地区住民参画型のネットワークを構築した事例発表・報告に取り組み始めた。 																
(3)効率性																	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)(4)で述べたように、これからも地域生涯学習センター制度及び補助金を継続することで、地域の課題に応じた多様な事業・サービスが展開され、各地区ごとに地域特性を活かしたまちづくりが進められる。 ・多様化する住民ニーズに対応するためには、現在の補助金額+地区負担金の運営でも厳しい状況であることから、これからも補助を継続していかなくてはセンター運営が成り立たなくなってしまう。 																
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	<p>平成2年度、公民館から地域生涯学習センターへ。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・平成 2～4年度</td> <td>115～125万円(センター長・事務長手当60万円/年)※</td> </tr> <tr> <td>・平成 5～7年度</td> <td>一律125万円</td> </tr> <tr> <td>・平成 8～12年度</td> <td>一律140万円</td> </tr> <tr> <td>・平成13年度</td> <td>約147～164万円(均等割、均衡化補助、利用率加算、専門部数加算、情報化加算、活動奨励加算)</td> </tr> <tr> <td>・平成14年度</td> <td>均等割140万円+世帯数割額+活動奨励額</td> </tr> <tr> <td>・平成15～18年度</td> <td>上記補助額+子育て支援事業加算</td> </tr> <tr> <td>・平成19年度</td> <td>前年度より5%カット</td> </tr> <tr> <td>・平成20年度～</td> <td>平成18年度補助額へ戻る</td> </tr> </tbody> </table> <p>※センター長・事務長手当は平成2年度から現在まで60万円/年と変わらない。 有償ボランティアとして規定。センター長10,000円／月、事務長40,000円／月 静岡県最低賃金(時給)は、平成2年から191円(8時間で1,528円)引上げられているのに対し、センター長・事務長手当は20年前と同額であり、ボランティア精神に支えられていることがわかる。</p> <p>・補助期間(終期)は定めていない。</p>	・平成 2～4年度	115～125万円(センター長・事務長手当60万円/年)※	・平成 5～7年度	一律125万円	・平成 8～12年度	一律140万円	・平成13年度	約147～164万円(均等割、均衡化補助、利用率加算、専門部数加算、情報化加算、活動奨励加算)	・平成14年度	均等割140万円+世帯数割額+活動奨励額	・平成15～18年度	上記補助額+子育て支援事業加算	・平成19年度	前年度より5%カット	・平成20年度～	平成18年度補助額へ戻る
・平成 2～4年度	115～125万円(センター長・事務長手当60万円/年)※																
・平成 5～7年度	一律125万円																
・平成 8～12年度	一律140万円																
・平成13年度	約147～164万円(均等割、均衡化補助、利用率加算、専門部数加算、情報化加算、活動奨励加算)																
・平成14年度	均等割140万円+世帯数割額+活動奨励額																
・平成15～18年度	上記補助額+子育て支援事業加算																
・平成19年度	前年度より5%カット																
・平成20年度～	平成18年度補助額へ戻る																
③府内の他の部署、国県及び民間で同様な事業はないか	<p>□府内の他の部署 同様の事業なし。</p> <p>□国県及び民間 近隣市町村では菊川市に類似施設がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区センター 12ヶ所設置(小学校区単位11地区)※設立推進中。 ・管理人 12人(一人103,600円/月+時間外手当) ・施設管理費 全額行政負担。消耗品として1センター年間10万円。 ・事業活動費 1地区上限100万円補助(六郷地区のみ200万円) 『1%地域づくり活動交付金』(補助率10/10) <p>平成21年度採択額 約1,375万円+人件費約1,492万円+管理費110万円 $=2,977\text{万円} \div 12\text{施設} = \text{約}248\text{万円}/1\text{施設}$</p>																

事業番号

20



補助金事業ヒアリング調書

1 事業名(補助金)	行政事務取扱交付金
2 事業開始年度	昭和 51 年度から開始 (継続 34 年間)
3 担当部名	企画総務部
4 担当課名	地域振興課
5 上位施策名	互助や共助による連帯感のある地域社会の維持形成
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>各自治会組織が円滑に事務を執行し、もって市政運営への寄与を図るため、自治会に対し、予算の範囲内において事務取扱費の一部を交付する。</p> <p>(2)対象者 (誰に)</p> <p>自治区等208区(自治区 200、雇用促進及び県営住宅 8)</p> <p>(3)対象事業 (何に対して)</p> <p>地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)回覧や文書の回付等会員相互の連絡及び行政情報の連絡に関する事。 (2)環境美化、清掃等区域の環境整備に関する事。 (3)区域内の道路水路など身近な生活基盤の整備推進に関する事。 (4)会員相互の福祉と健康の増進に関する事。 (5)防災訓練の実施等区域内の防災、防犯及び交通安全に関する事。 (6)会員相互の親睦、研修会の開催等に関する事。 (7)集会施設の維持管理及び運営に関する事。 (8)その他前条の目的を達成するために必要な事。 <p>(4)事業の必要性</p> <p>昭和51年度(決算書参考、昭和50年度前は不明)からの交付金である。 各自治区は、市からの依頼事項や河川美化、広報等の配布など、本来、行政が負うべき役割を担っている面がある。また、自治区の活動の活性化は、市民活動の活性化、市の活性化と同義であり、自治区活動への助成は、継続の必要性があり、今後、さらに必要性が増すものである。</p>

	(5)事業の制度・内容等	各自治区に対し、自治区加入世帯数に1,700円を乗じた額を、5月1日を基準に概算で半額支払い、11月1日を基準に精算支払いをする。												
7 これまでの実績等	(1)事業実績	下記事業費のとおり 平成20年度 1,700円 × 36,642世帯 = 62,298,200円												
	(2)事業費(千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20決算額</th><th>H21事業費</th><th>H22予算要求額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>62,299</td><td>63,750</td><td>63,750</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>62,299</td><td>63,750</td><td>63,750</td></tr> </tbody> </table>	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額	事業費	62,299	63,750	63,750	うち一般財源	62,299	63,750	63,750
区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額											
事業費	62,299	63,750	63,750											
うち一般財源	62,299	63,750	63,750											
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)		広大な市域を抱える当市にとって、住民自治を基礎としたコミュニティ組織の充実は、市政と切り離せない重要なものであり、各自治区の事業推進、発展、円滑化等に当交付金が果たす役割は非常に大きい。												
9 その他参考事項等		<p>・近隣市(自治区等に対する交付状況)</p> <p>掛川市 [行政事務] 63,000,000円 ÷ 36,700世帯 × 1,700円 [活動助成金] 6,000,000円 = 200区 × 30,000円</p> <p>磐田市 121,000,000円 ÷ (52,000世帯 × 1,500円) + (304区 × 140,000円)</p> <p>袋井市 28,000,000円 = 28,000世帯 × 1,000円 7,000,000円 = 28,000世帯 × 250円(24地区へ)</p> <p>菊川市 34,800,000円 ÷ 199名(175区 + 24地区役員) × 174,000円 43,000,000円 ÷ (13,000世帯 × 1,700円) + (132区 × 120,000円) + (1,176班 × 4,000円)</p>												

補助金事業ヒアリング調書2

行革審

1 事業名(補助金)	行政事務取扱交付金
2 事業開始年度	昭和51年度から開始(継続34年間)
3 担当部名	企画総務部
4 担当課名	地域振興課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	<p>①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本支出は、行政の事務代行の対価としての交付金であり、補助金ではないが、用途は各区とも下記のような、良好な地域社会の維持及び形成のための支出であるので、妥当である。 (1)回覧や文書の回付等会員相互の連絡及び行政情報の連絡 (2)環境美化、清掃等区域の環境整備 (3)区域内の道路水路など身近な生活基盤の整備推進 (4)会員相互の福祉と健康の増進 (5)防災訓練の実施等区域内の防災、防犯及び交通安全 (6)会員相互の親睦、研修会の開催等 (7)集会施設の維持管理及び運営 (8)その他自治区の目的を達成するために必要なこと
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	<ul style="list-style-type: none"> ・広報配布、行政からの回覧、環境美化、道水路などの清掃等を、全て業者委託にした場合、莫大な予算が必要となる。 (例:広報を新聞折り込みにした場合の試算、23回の広報紙+ごみカレンダー+健康カレンダーの配布のみでも、70,600千円もの経費が必要)
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・本交付金は、各種の行政事務を地域自治組織の理解と協力をいただく中で安価で効率的に執行させていただいていることへの代償である。そしてそれは同時に、少ないながらも区の地域自治活動の資金としても活用されている。こうした形は、市と区(区長会連合会)との信頼関係あってこそそのものである。 ・掛川らしいまちづくりを実現し、まちの課題を解決していくには、市と地区、自治区がそれぞれの役割を担いながら、自治を推進していくことが、まさに求められており、時勢に合致している。
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治区は、市からの依頼事項や河川美化、広報等刊行物の配布など、本来、行政が負うべき役割を担っている面がある。また、自治区の活動の活性化は、市民活動の活性化、市の活性化と同義であり、自治区活動への助成は、継続の必要性があり、今後、さらに必要性が増すものである。

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	<ul style="list-style-type: none"> 交付先は自治区であり、交付金は、自治区の住民自治活動の財源として活用されている。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	<ul style="list-style-type: none"> こうした行政事務の取扱は、地域自治組織以外には担えない。 広大な市域を抱える当市にとって、住民自治を基礎としたコミュニティ組織の充実は、市政と切り離せない重要なものであり、各自治区の事業推進、発展、円滑化等に当交付金が果たす役割は非常に大きい。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	<ul style="list-style-type: none"> 公表していない。 本事業は補助金でなく交付金であり、指標を設定しての成果測定をすべき類ではない。 強いていえば、(1)(2)でも述べたように、地域自治組織の協力なしでは、広報配布コストだけでも行政は立ちゆかなくなることから、極めて有効である。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	<ul style="list-style-type: none"> 各自治区に交付金を交付しているのは、本来、行政が負うべき役割を担っていたためであり、今後においても使命を終えることはない。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	<ul style="list-style-type: none"> 合併前 旧掛川市 1,600円 旧大東町 1,600円 旧大須賀町 1,700円 平成17年度から 1,600円合併後 平成20年度から 1,700円(合併前の大須賀町と同額)
③府内の他の部署、国県及び民間で同様な事業はないか	なし

事業番号 23

補助金事業ヒアリング調書

行革審

1 事業名(補助金)	コミュニティ施設整備事業補助金
2 事業開始年度	昭和 55 年度から開始 (継続 30 年間)
3 担当部名	企画総務部
4 担当課名	地域振興課
5 上位施策名	互助や共助による連帯感のある地域社会の維持形成
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>コミュニティづくりの推進を図るため、コミュニティ施設の整備事業を実施する地区及びコミュニティ組織に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの</p> <p>(2)対象者 (誰に)</p> <p>自治区、小区</p> <p>(3)対象事業 (何に対して)</p> <p>(1) コミュニティ施設 地域住民のコミュニティ活動の拠点となる集会機能を持つ地区集会所をいう。 (2) コミュニティ施設整備事業 ユニバーサルデザインに配慮した地域の誰もが使いやすいコミュニティ施設の新設及び改築(全面建替えに限る。)を行う事業をいう。 (3) コミュニティ組織 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。</p> <p>(4)事業の必要性</p> <p>自治区、小区の管理する集会施設(公会堂、コミュニティセンター等)は、耐用年数が過ぎ老朽化が進んだものや、耐震性に不安な施設が多数ある。 自治区においては、建設資金の不足から、上記のような危険性をはらんだ施設を使用せざるを得ず、事業の推進は急務となっている。 また、集会施設の建設により、子育て支援施設や高齢者の集いの場としての利用が促進されたり、自治区の活動自体を見直す機会とする区多く、継続的な支援が必要である。</p>

	<p>(5)事業の制度・内容等</p> <p>(1) コミュニティ施設 地域住民のコミュニティ活動の拠点となる集会機能を持つ地区集会所をいう。</p> <p>(2) コミュニティ施設整備事業 ユニバーサルデザインに配慮した地域の誰もが使いやすいコミュニティ施設の新設及び改築(全面建替えに限る。)を行う事業をいう。</p> <p>(3) コミュニティ組織 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。</p> <p><直接工事費の1/3(コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱 県1/6・市1/6) 最高限度額 800万円></p>												
7 これまでの実績等	<p>平成20年度 ①原谷地区 西山 ②東山口地区 新田 ③粟本地区 初馬5区 ④桜木地区 下垂木南(市単独事業:ただし平成22年度から廃止予定)</p> <p>(1)事業実績 平成21年度建設中 ①掛川第三地区 中央2丁目 ②掛川第一地区 神明町</p> <p>平成22年度予定 ①桜木地区 上垂木区坂下 ②掛川第一地区 新町</p>												
(2)事業費(千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20決算額</th><th>H21事業費</th><th>H22予算要求額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>27,475</td><td>16,000</td><td>16,000</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>15,738</td><td>8,000</td><td>8,000</td></tr> </tbody> </table>	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額	事業費	27,475	16,000	16,000	うち一般財源	15,738	8,000	8,000
区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額										
事業費	27,475	16,000	16,000										
うち一般財源	15,738	8,000	8,000										
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)	<p>平成17年度6件、平成18年度3件、平成19年度5件、平成20年度4件、平成21年度2件建設しており、平成22年度以降も年平均2件を実施したい。 また、建設したいが建設のための積立金に目途が立たないなどの区や小区が、現在12箇所となっている。 対象となる昭和56年以前に建築された集会施設は100件程度あり、今後も継続が必要である。</p>												
9 その他参考事項等	<p>・近隣市の状況 掛川市 平成20年度4件(1件は市単独) 磐田市 平成20年度4件(市単独あり) 袋井市 平成20年度2件 菊川市 平成20年度1件</p>												

補助金事業ヒアリング調書2

行政審

1 事業名(補助金)	コミュニティ施設整備事業補助金
2 事業開始年度	昭和55年度から開始(継続30年間)
3 担当部名	企画総務部
4 担当課名	地域振興課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	<p>①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治区(及び小区)の集会所は、活動拠点であり、自治区の統合のシンボルでもあり、さらに地震等の際には一次避難所等防災拠点としても機能する。特に大規模地震が想定される中、自助・互助をすすめる上で、自治区集会所の耐震化は必要なことであり、災害時における行政負担の軽減にもつながる。 こうした点を考えれば、行政が自治区集会所の整備(耐震化)を促進する妥当性はある。
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ拠点整備(耐震化)が非常に遅れる。 ・自治区集会所の規模は自治区住民人口等によっても左右されるが、自治区財政は厳しく、この補助金なしでは建設の目処が立たない自治区も多い。
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の耐震化、ユニバーサルデザイン化はどこでも求められており、自治区住民の公共施設である集会所の耐震化、ユニバーサルデザイン化は時勢に合致している。
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	<ul style="list-style-type: none"> ①本事業により、市内各地の集会所の耐震化、ユニバーサルデザイン化が進むことで、災害に強い、みんなにやさしいまちづくりが進む。 ②集会所建設を契機とし、次の副次的効果を生む。 <ul style="list-style-type: none"> ・古くからの慣習による自治区運営を見直す契機となる。 ・区の運営が近代化し、参画する人間の多様化が進む。 ・集会所用地の確保から、法人化を行い、組織や規約等の整備が進展する例。 ・建設に關係した、地域の人材の新たな発掘。.

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者である「自治区」は、住民生活の基礎的な単位となっている。 住民にとって、自分達の共有財産である集会施設は、組織的な活動を行う拠り所となるものである。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	<p>— (特定団体への継続補助ではない)</p>
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	<ul style="list-style-type: none"> 集会所に「補助金により建設された」旨の表示を義務づけているため、利用者への周知は図られている。 申請者(区長)が、建築に関する情報の提供を求めてきた場合には、過去の施設の状況などについて公表している。 建設後2年間は利用状況報告が条件となっているので、現在は特に義務化してはいないが、こうしたものであれば公表できる。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	<ul style="list-style-type: none"> 自治区、小区の管理する集会施設は、市内に287棟あり、その内耐震工事が実施されていない施設は、93棟ある。(昭和56年以前に建築された100棟の内、7棟の耐震工事を平成18年から平成21年に実施) 改築要望もあることから、使命を終えていない。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	<ul style="list-style-type: none"> 市の補助基準は、県の要綱を元に作成しており(県市同額補助)、県の見直し時期と同時に、市においても要綱の改正を重ねている。 補助の期間は、要綱上に明示はしていないが、昭和56年以前に建築された集会施設の改築が済むまでと考えられる。
③府内の他の部署、国県及び民間で同様な事業はないか	なし

事業番号 12

補助金事業ヒアリング調書



1 事業名(補助金)	自主防災組織資機材等整備費補助金
2 事業開始年度	平成4年度から開始 (継続18年間)
3 担当部名	企画総務部
4 担当課名	交通防災課
5 上位施策名	あらゆる災害から市民を守る防災体制の強化
6 事業説明	<p>自主防災組織の育成と大規模災害が発生した場合、人命の救助・災害の拡大を防ぐため防災資機材の充実を図る。</p> <p>(1)目的 (何のために) 合併を基に自主防災組織の更なる運営の充実、防災意識を高めるとともに、大災害が発生した場合、行政の対応に限界があるため、地域での自助・共助が大切であります。また、整備済の自主防災資機材も老朽化が見られ更新も必要となっていります。</p> <p>災害発生時に家の前に黄色い旗を掲げることにより、自分や家族が無事であることを、また救助が必要でないことを表し、安否確認をスムーズに行うことが出来る。</p> <p>(2)対象者 (誰に) 自主防災組織227自主防災会</p> <p>(3)対象事業 (何に対して) 防災資機材(テント、可搬ポンプ、発電機、浄水機、ホース、黄色い旗、非常食等)、の購入に対して。</p> <p>(4)事業の必要性 自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施。また、実際に地震等災害が発生した際には初期消火・被災者の救出・救護、情報の収集、炊き出し、避難所の運営等活動を行うための資機材が必要となる。各自主防災資機材の整備を図るためにも必要である。 自主防災組織に必要とされる防災資機材は、地域の実情、津波や山・がけ崩れの危険予想地域を把握し、世帯数等に応じて何がどれくらい必要なのか確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば、自主防災組織資機材等整備費補助金により整備を図っています。今後、予想される東海地震への備えとともに、「自分の命は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」一人ひとりの心構えや日頃の備えに加えて地域での助け合いが肝要であり、「自助・共助」を基本に少しでも掛川市の被害が減災なることを期待する事業であります。</p>

	<p>(5)事業の制度・内容等</p> <p>防災資機材等を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。(掛川市自主防災組織資機材等整備費補助金交付要綱) 既設の自主防災組織の場合は、購入費の2／3に相当する額以内。 限度額：自主防災組織を構成する世帯の数に4,400円を乗じて得た額に50万円を加えた額。</p>												
7 これまでの実績等	<p>(1)事業実績</p> <p>平成18年度 事業費25,969,000円 平成19年度 事業費20,540,000円 平成20年度 事業費24,950,000円 平成21年度 事業費26,000,000円</p>												
(2)事業費(千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20決算額</th><th>H21事業費</th><th>H22予算要求額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>24,950</td><td>26,000</td><td>26,000</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>16,633</td><td>17,334</td><td>17,334</td></tr> </tbody> </table>	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額	事業費	24,950	26,000	26,000	うち一般財源	16,633	17,334	17,334
区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額										
事業費	24,950	26,000	26,000										
うち一般財源	16,633	17,334	17,334										
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)	<p>自主防災組織の育成、防災資機材の整備を進めることにより「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域はみんなで守る」という意識が高まり「自助」「共助」の精神が植え付けられる。</p> <p>8月11日に発生した地震により、防災意識も高まってきました。また、自主防災資機材への必要性・関心も高まっています。</p> <p>安心安全には効果がありますが、稼働率に課題がある。</p> <p>8月11日に発生しました地震により断水した地区の中で、浄水機の稼働により飲料水の提供を行った自主防災会がありました。</p>												
9 その他参考事項等	<p>※近隣市の状況などを記入する。</p> <p>菊川市：対象経費の1/2。自主防災組織を構成する世帯数が100世帯未満は35万円が限度額、100世帯を越える場合については 越えた世帯1世帯当たり1,800円を乗じて得た金額に35万円を加えた額が限度額</p> <p>御前崎市：購入価格の2/3を乗じた額500,000円を限度とする。</p> <p>磐田市：磐田市コミュニティ助成事業費補助金の中に自主防災組織育成事業が該当。30万円以上で200万円を限度額</p>												

補助金事業ヒアリング調書2



1 事業名(補助金)	自主防災組織資機材等整備費補助金
2 事業開始年度	平成4年度から開始(継続18年間)
3 担当部名	企画総務部
4 担当課名	交通防災課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	
①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか	東海地震が発生した場合など、市民の安心安全を守るべき行政の力(公助)には限界があります。特に地震などが発生した直後は、各地域の自主防災会の力に委ねることが多く、阪神・淡路大震災では、自助7割・共助2割・公助1割とも言われています。また、この補助金は、地域が力を合わせて災害を乗り切るには何が必要かなど、各自主防災会の自主性や地域の防災体制を考える一つの材料でもあります。そのため、自主防災会の自立という観点からも今後もさらに推進していく必要があると考えています。この補助事業の財源としては、長年にわたり静岡県が市町へ補助金を支出しておりますし、県においても事業継続の立場をとっていますので、今後も県と市が同一の考え方により、地域防災力の向上を支援していきたいと考えております。
②実施しなかつた場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	この補助金は、各自主防災会が地域の防災力を研究し、向上させていくための資機材整備に対する助成金であります。現時点での補助金を中断又は減額した場合は、各自主防災会からの反発や批判が考えられますし、何より防災に対する士気の低下が予想されます。8月11日に発生した「駿河湾を震源とする地震」を受けて、各自主防災会の防災意識が向上している現時点での補助金の廃止や減額は、自主防災会の志氣にも影響を及ぼしかねません。
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	予想される東海地震は、東海地震説が発表されて今年で33年となり、今後30年以内に東海地震が起こる確率は87%と言われることから、明日発生しても不思議ではない状況です。また、最近では異常気象によるゲリラ豪雨や大規模な土砂災害が各地で発生するなど、予断をゆるさない状況です。このようなことから、まさに今、自主防災組織の強化と充実が臨まれています。
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	8月11日に発生した「駿河湾を震源とする地震」では、市内で1,000棟を超す建物被害や上水道の断水が発生し、各自主防災会は災害に対する危機管理の機運が高まっております。各自主防災会とも地域の防災力を見直しており資機材整備も進むことから地域防災力の向上が期待できます。なお、市では平均的な300世帯を目安にどのような防災資機材を整備が必要かなどの指針や相談を受けており、自主防災会の育成に力を入れております。

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	各自主防災会の母体は殆どが地域の自治会(区)と同じであります。災害が発生し、自主防災会が防災活動を展開することは市民の安心安全を守ることであり、その活動による成果は市民全体に還元されていると考えております。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	市内には227の自主防災会があり、その殆どが地域の自治会(区)であります。防災対策に取り組む温度差はあるものの補助する自主防災会が特定団体にあたるとは認識しておりません。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	事業の成果は公表していません。成果を公表するとすれば、災害発生時にいかにスムーズに災害対応が出来たかということになります。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	東海地震はまさにこれから起こる地震であります。8月11日の「駿河湾を震源とする地震」により、各自主防災会の防災意識が向上し関心が高くなっていることから、今まで以上に強化すべき補助事業であると考えております。また、他市の中には補助率の引き上げを検討している自治体もあります。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	想定されている東海地震が発生していないことや自主防災会ごとの整備状況も異なっていることから、現時点まで補助制度そのものの見直しは行っておりません。終期の設定も行っておりませんが、設定を検討する時期は東海地震が発生した後と考えております。
③府内の他の部署、国県及び民間で同様な事業はないか	自主防災会が整備する防災資機材に対して、他の制度で助成する事業はありません。

補助金事業ヒアリング調書

1 事業名(補助金)	木造住宅耐震補強事業費補助金
2 事業開始年度	平成14年度から開始 (継続 8 年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	建築住宅課
5 上位施策名	災害に強い住宅、公共施設づくり
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>大規模な地震災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、地震による建築物の倒壊防止などの災害予防、地震発生後における緊急交通の確保のため。</p> <p>上記目的を実現するため 地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震性の低い建築物の耐震補強工事費の一部を補助し、地震災害に強いまちづくりをする。</p>
(2)対象者 (誰に)	S56年以前に建設した木造住宅の、所有者又は居住者
(3)対象事業 (何に対して)	対象建築物 S56年5月30日以前に建設(着手)した木造住宅で 耐震診断した結果、耐震評点1.0未満の建物で、補強により評点0.3以上上げ、かつ評点1.0以上とする、耐震補強工事を施工する費用に対し補助する。
(4)事業の必要性	<p>大規模地震時に、建築物が倒壊、大きな被害を受けた場合、直接的に市民の生命、身体及び財産に危害を及ぼす。</p> <p>また二次災害として火災の危険性が著しく増大し、健全な建築物にも延焼する危険性が高い。</p> <p>かつ道路に倒壊することにより、避難、消火、救助、救援など緊急交通の妨げとなる。</p> <p>さらに災害が発生した場合、市としての復旧費用・見舞金などの負担は莫大となることが想定される。</p> <p>これらを防止、または少しでも軽減するために、建築物の耐震化を促進する必要がある。</p>

	<p>・各補助金事業名 国:なし、ただし市営住宅改築事業に関連した交付金充当(市負担の45%) 県:木造住宅耐震補強助成事業</p> <p>一般世帯 補助金 上限500,000円 県: 30万円(3/5) 市20万円(2/5) 差額 個人負担</p> <p>高齢者(65歳以上)のみ世帯 補助金 上限700,000円 県: 30万円(3/5) 市20万円(2/5) 県10万円 市10万円 差額 1/2 1/2</p> <p>補助対象…住宅で居住、または耐震工事後居住すること 補助額…実費(上限・一般世帯50万円・高齢者(65歳以上)のみ世帯70万円) 補助要件…耐震評点1.0未満の建物を0.3以上上げ、かつ1.0以上とする工事</p>																																
7 これまでの実績等																																	
(1)事業実績	<p>年度別 木造住宅耐震補強工事の補助件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H14～H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>累計</th><th>H21予定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯</td><td>90</td><td>72</td><td>38</td><td>49</td><td>58</td><td>307</td><td>当初(各40) 80</td></tr> <tr> <td>高齢者世帯</td><td></td><td></td><td>30</td><td>32</td><td>34</td><td>96</td><td>補正増(各25) 50</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>(一市二町計) 90</td><td>72</td><td>68</td><td>81</td><td>92</td><td>403</td><td>(計 各65) 130</td></tr> </tbody> </table> <p>H22要望戸数110戸(各55戸相当額)</p>		H14～H16	H17	H18	H19	H20	累計	H21予定	一般世帯	90	72	38	49	58	307	当初(各40) 80	高齢者世帯			30	32	34	96	補正増(各25) 50	合計	(一市二町計) 90	72	68	81	92	403	(計 各65) 130
	H14～H16	H17	H18	H19	H20	累計	H21予定																										
一般世帯	90	72	38	49	58	307	当初(各40) 80																										
高齢者世帯			30	32	34	96	補正増(各25) 50																										
合計	(一市二町計) 90	72	68	81	92	403	(計 各65) 130																										
(2)事業費(千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20決算額</th><th>H21事業費</th><th>H22予算要求額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>52,800</td><td>48,000</td><td>66,000</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>11,990</td><td>11,000</td><td>16,500</td></tr> </tbody> </table>	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額	事業費	52,800	48,000	66,000	うち一般財源	11,990	11,000	16,500																				
区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額																														
事業費	52,800	48,000	66,000																														
うち一般財源	11,990	11,000	16,500																														
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)	<p>H15年統計資料などから推測</p> <ul style="list-style-type: none"> S56年以前の危険木造住宅 8,550戸(H15統計資料などからの推計) 建て替えによる改善戸数 1,600戸(推計320戸/年×5年間) H15年時から5年間の耐震化改善率 $403 + 1,600 / 8,550 = 20.3\%$ <p>・建て替え等による自然消滅もあるが、耐震性が劣る木造住宅がまだ多数あり、対象件数が膨大であるが、毎年確実に実施し減少させていくべきと考えている。</p> <p>・静岡県では地震対策は以前から啓発してきたが、近年認識が薄れつつあった。しかし8月の地震で再認識したと思われる(補助に対する問合せ多数あり)</p> <p>工事実施率 補強工事件数／補強計画策定期数 = $403 / 558 = 72.2\%$</p> <ul style="list-style-type: none"> 補強工事は、補助金+個人負担金で実施するが、補強計画の策定期に行う試算工事費で工事をあきらめてしまう方がいる。 過去の補強計画策定期のみの方が、8月の地震で本年工事申請も多数ある。 事業主体は個人のため、年度ごとの数量把握が困難である。 																																
9 その他参考事項等	<p>近隣市の実施件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>計(4年間)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造住宅 補強工事 件 数</td><td>島田市 50 磐田市 103</td><td>66 45 167</td><td>62 29 128</td><td>54 44 140</td><td>264 168 538</td></tr> </tbody> </table>		H17	H18	H19	H20	計(4年間)	木造住宅 補強工事 件 数	島田市 50 磐田市 103	66 45 167	62 29 128	54 44 140	264 168 538																				
	H17	H18	H19	H20	計(4年間)																												
木造住宅 補強工事 件 数	島田市 50 磐田市 103	66 45 167	62 29 128	54 44 140	264 168 538																												

補助金事業ヒアリング調書2

行政審

1 事業名(補助金)	木造住宅耐震補強事業費補助金
2 事業開始年度	平成14年度から開始(継続8年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	建築住宅課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	<p>①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか</p> <p>本事業の目的は、大規模な地震災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、地震による建築物の倒壊防止などの災害予防、及び地震発生後における緊急交通の確保のためである。 この目的を達成するためには、個人住宅への補助ではあるものの、木造住宅の耐震化は不可欠と考える。</p>
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	<p>耐震性が劣る住宅の所有者の認識(自己の生命財産を守る)の啓発のみでは、経済的な理由のある方の耐震化は進捗しないと思われる。 耐震化が遅れは、大規模地震時に建築物が倒壊し大きな被害を受ける。 ・直接的に居住者の生命、身体及び財産に危害を及ぼす。 ・間接的に、火災の発生、健全な建築物にも延焼する危険性が高い。 ・道路に倒壊することにより、避難、消火、救助、救援など緊急交通の妨げとなる。これら被害のため、救助活動、災害復旧活動に、より支障をきたす。</p>
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化に伴い、高齢者のみの世帯では住宅改修に消極的な場合があるが、本事業により耐震改修のきっかけとなる。 ・住宅を耐震化することは、建築物が長寿命となり、省エネルギー・省資源化に貢献する。 ・リフォームを兼ねる耐震工事は比較的大規模となり、景気対策にもつながる。
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	まだ耐震性能が劣る木造住宅は多数あり、本事業を継続し耐震化を促進していかなければ、事業目的を達しないと考えている。

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	<p>耐震化がなされなかった場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震時に、建築物が大きな被害を受け倒壊・火災の危険性が著しく増大し、隣接の健全な建築物にも延焼などの影響が高い。 ・道路に建築物が倒壊することにより、避難、消火、救助、救援など緊急交通の妨げとなる。 <p>これらを防止、または少しでも軽減することにより、近隣住民、地域住民、市全体の利益となる。</p>
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	該当なし (S56年以前に建設した建築物の所有者などの個人)
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	市独自では、特に公表していない。 県で、県下市町の事業進捗状況を 静岡県公式ホームページ「耐震ナビ」で公表している。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないいか	<p>目的の達成状況 ①S56年以前の危険木造住宅 8,550戸 (H15統計資料から推測)</p> <p>②建替による改善戸数 1,600戸 (推計320戸/年 × 5年間)</p> <p>③本補助件数の実績 H14からH20年度 403戸</p> <p>耐震化改善率 = ② + ③ / ① = 403戸 + 1,600戸 / 8,550戸 = 20.3%</p> <p>∴約80%が未改修であり、事業継続が必要と考える。</p>
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	平成19年3月制定の掛川市耐震改修促進計画により、住宅耐震化率を10年後(平成27年度末)に90%とすることを目標にしている。(静岡県も同様) 本事業は、この目標を達成するための施策のため、補助終期を検討する目安と思われる。
③府内の他の部署、国県及び民間で同様な事業はないか	特になし (住宅に対し 高齢者住宅に対するバリアフリー化、新エネルギー設置などへの補助はあるものの、耐震補強に対する補助はない)

第2WG(ワーキンググループ)

補助金事業ヒアリング調書



1 事業名(補助金)	掛川市社会福祉協議会補助金
2 事業開始年度	昭和45年度から開始 (継続40年間) 旧掛川市 昭和57年度から開始 (継続28年間) 旧大東町 昭和55年度から開始 (継続30年間) 旧大須賀町
3 担当部名	福祉生活部
4 担当課名	福祉課
5 上位施策名	ともに支え合う地域福祉活動の推進
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>掛川市社会福祉協議会の運営事業の円滑な執行と地域福祉の推進を図ることを目的に予算の範囲内において補助金を交付するものである。</p> <p>(2)対象者 (誰に)</p> <p>掛川市社会福祉協議会</p> <p>(3)対象事業 (何に対して)</p> <p>社会福祉協議会の運営事業に要する経費(人件費19人分) ①協議会運営事業経費 ②地域福祉事業経費 ③ボランティア事業経費 ④福祉総合相談事業経費 ⑤福祉総合活動事業経費 ⑥地域福祉活動事業経費</p> <p>(4)事業の必要性</p> <p>社会福祉協議会は、地域福祉活動推進の中心的役割を担う社会福祉における最大の民間組織であり、市社会福祉協議会が実施すべき事業は、社会福祉法第109条に於いて規定されている。運営の原則は、地域住民や福祉関係者等の参加・協力を得て活動を実施することであり、民間組織と公共性を持つという特徴がある。 また、活動の原則として、①住民ニーズの原則、②住民活動主体の原則、③民間性の原則、④公私協働原則、⑤専門性の原則、を掲げている。 このため、社会福祉協議会の、住民ニーズに基づき(①)、住民の地域福祉に対する関心を高め(②)、民間組織らしく即応性、柔軟性を生かし(③)、行政と協働し(④)、専門性を生かした活動(⑤)を補助することにより、市が直営で実施する福祉サービスと併せて、市全体の福祉の向上が期待できる。 福祉事業は、今後益々その必要性が高まっていくと考えられるが、その全てを行政が負担することは困難であり、また、必ずしもそうすべきではないと考える。今後は、各地域が地域内にある福祉課題を自ら発見し、解決していく地域福祉の考えを広く市民に理解していただき、推進していくことが不可欠と考える。 また、社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられており、当該団体の活動を補助し、地域福祉活動が広がることにより、公と民の役割分担や福祉を視点とした地域作りが推進されていくと考える。</p>

	(5)事業の制度・内容等	社会福祉協議会の運営事業に要する経費への補助 ①協議会運営事業経費:当該事業従事職員の人事費相当額(10分の10) ②地域福祉事業経費:当該事業従事職員の人事費相当額(10分の10) ③ボランティア事業経費:当該事業従事職員の人事費相当額(10分の10) ④福祉総合相談事業経費:当該事業従事職員の人事費相当額(10分の10) ⑤福祉総合活動事業経費:当該事業に要する経費の2分の1(限度額90万円) ⑥地域福祉活動事業経費:当該事業に要する経費の4分の3(限度額195万円)												
7 これまでの実績等														
	(1)事業実績(20年度)	①法人運営事業:37,437,109円 法人運営事業人件費 ②地域福祉事業:26,721,443円 社会福祉大会、ふれあい広場、地域福祉活動推進事業人件費、地域福祉特別助成 ③ボランティア事業:16,665,651円 ボランティア活動事業 ④福祉総合相談事業:8,403,901円 福祉総合相談事業(心配事相談、結婚相談、子育て相談)												
	(2)事業費(千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20決算額</th><th>H21事業費</th><th>H22予算要求額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>89,228</td><td>95,898</td><td>95,847</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>84,949</td><td>90,397</td><td>92,150</td></tr> </tbody> </table>	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額	事業費	89,228	95,898	95,847	うち一般財源	84,949	90,397	92,150
区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額											
事業費	89,228	95,898	95,847											
うち一般財源	84,949	90,397	92,150											
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)		<p>市は、社会福祉協議会に対して、市の業務を受託して執行する委託金と協議会事業に対する補助金の2種類の公費支出を行っている。このうち委託金については、福祉課所管では学童保育事業など8事業、高齢者支援課所管では、高齢者生きがい活動支援通所事業など8事業を市に代わって実施している。</p> <p>社会福祉協議会の事業を大別すると、3つに区分することができる。1つは、介護保険事業など自らが事業種となって事業収入等を得ることができる事業。2つ目は市からの委託料を得て行う受託事業。3つめは、ボランティアの育成や地域福祉の振興、法人の運営など、事業収入は見込めないが市全体の福祉の向上に欠くべからざる事業である。本補助金は、3つめの事業に対して、安定的かつ円滑な遂行のために支出するものである。</p> <p>【事業の成果】</p> <p>①地域福祉活動事業においては、各地区ごとの地区福祉協議会等の設置への取り組み支援を積極的に行い、現在までに34地区中32地区において、地区福祉協議会等の設置がされた。これにより、各地区における地域福祉実践活動の活性化と充実化が図られた。</p> <p>②ボランティア活動事業においては、ボランティアの発掘・養成のための講座や研修会を開催(各6回、延べ257人)したほか、ボランティア情報を提供し、実践の支援や調整を行うため、ボランティアコーディネーターを配置してボランティアセンターの運営を行った。さらに、8月11日の駿河湾を震源とする地震発生の際は、災害時のボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施するなど、成果が伺えた。</p> <p>③福祉総合相談事業においては、20年度に625件の相談を受けた。</p> <p>④ふれあい広場、社会福祉大会には、4,200人が参加し賑わいを見せた。</p> <p>⑤地区福祉協議会事業の推進のため、高齢者サロンや子育てサロン等の実施地区、20地区62事業に社会福祉協議会が補助金を交付し、活動の促進を図った。</p> <p>【補助額と今後の方向性】</p> <p>本補助金の補助額95,898千円の内、人件費分が19人分、93,208千円(97%)を占める。社会福祉協議会の事業を市が直営で実施することも考えられなくはないが、行政では人事の停滞を招かないよう、一定期間で人事異動を行うことから、事業の専門性や継続性の面から社会福祉協議会による方が事業効果が高いと考えられるほか、社会福祉協議会の給与水準についても、市内社会福祉法人や周辺市町の社会福祉協議会に比べ低水準であり、費用対効果は高いと考えられる。</p>												
9 その他参考事項等														

補助金事業ヒアリング調書2



1 事業名(補助金)	掛川市社会福祉協議会補助金
2 事業開始年度	昭和45年度から開始(継続40年間) 旧掛川市
3 担当部名	福祉生活部
4 担当課名	福祉課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	<p>①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか</p> <p>地方自治法第1条の2(地方公共団体の役割と国の役割等)において、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、と規定されている。一方、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定される団体で、次の4つの事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体、とされている。4つの事業は、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業。</p> <p>自治法における福祉の概念は地域福祉を含む広範なものであり、その全てを地方公共団体が直接実施しなければならないわけではない。住民福祉の増進は、民間活力の導入や住民運動など、官・民・地域の協働により、できるだけ効率的推進されることが望ましい。このため、上記4つの事業を行うことにより地域福祉を推進することが法律上規定されている社会福祉協議会へ補助することにより、市の福祉業務と重複することなく、多面的、効率的かつ有効に地域福祉の推進を図ることができる。</p> <p>②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか</p> <p>現在、社会福祉協議会は福祉に関して100を超える事業を実施している。社協は民間法人であるが、地域福祉の推進や地域ボランティアの養成など、不採算の中にあっても公共性が高く、福祉の推進のために不可欠な事業も多く実施している。社協の財源は、市や県からの委託金、補助金の他、自主財源としては、会員からの会費が主なものとなっている。</p> <p>本補助金の内容は、社協の企画・総務部門に携わる職員と、地域福祉推進事業、ボランティアの育成事業に携わる職員、福祉総合相談事業に携わる職員の各人件費が主なものである。このため、補助を実施しなかった場合、社協の法人としての事業運営や、現在各地域で組織化されている地区社協活動、ボランティア活動等に大きな支障が生じ、福祉サービスの低下と福祉行政の大幅な後退が予測されるとともに市が代わって実施する事業も発生する。</p> <p>③事業の目的、内容が時勢に合致しているか</p> <p>現在及び今後の財政状況を考えた場合、全ての業務において民間ができるることは民間に任せしていくこと、地域でできることは地域で実施していくことが必要不可欠である。福祉施策についても、障害者自立支援法の導入により、福祉サービスを手掛ける民間団体が増加している他、障害者や高齢者を地域で見守る運動や、災害時要援護者の避難支援計画を各自治会が作成するなど、着実にその方向に向かっていることが伺われる。</p> <p>社協が進める地域福祉活動の一つに、このような地域における要援護者の見守りや手助けなどを地域で行う「小地域ネットワークづくり」がある。現在、社協の支援や働きかけにより市内34地区中32箇所において地域福祉の組織化がされている。まだ組織化されていないところや、組織化はされてもまだ充分な活動ができない地区など様々ではあるが、将来このようなネットワーク作りが進めば今まで行政に頼っていたことについて、住民自らが主体的に実施していくことが期待できる。このような地域福祉活動の充実は、時代の要請であり、官民共同の1つの形であり、市民参加のまちづくりであると考える。</p> <p>④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか</p> <p>地域福祉は、一朝一夕にできるものではなく、現在はまだ各地域において組織化を進めている段階である。しかし、西山口地区福祉協議会のように既に小地域見守りネットワークを実施し、他地区から視察に来るなど、福祉意識の高い地域もある。</p> <p>現在、医療・保健・福祉・介護を総合的に支援する地域健康支援センターを市内5箇所に設置する計画であるが、その円滑な運営のためには、地区福祉協議会の見守りネットワークとの連携が不可欠である。来年度、その第1号を西山口地区に設置する計画であるが、今後、各地区的地域福祉が進み、地域健康支援センターとの連携が進めば、その効果はさらに拡大すると期待される。</p>

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	社会福祉協議会は、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業の4つの事業を推進することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、社会福祉協議会の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものである。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	社会福祉法により、市は、公的サービスを提供するだけでなく、住民が自ら参加して地域の様々な生活課題を把握し、この課題を行政と住民が協働して解決する仕組みを示した「地域福祉計画」を策定することが求められている。 一方、同法により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体に位置づけられている社会福祉協議会は、市の地域福祉計画策定以前から「地域福祉活動計画」を策定して社協活動を行ってきた経過があり、福祉において行政と社協は、お互いに補完、補強し合う関係となっている。現在市の「地域福祉計画」と社協の「地域福祉活動計画」は、「スマイルプランかけがわ21」として1冊にまとめられ、これによって地域福祉の推進が図られている。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	補助内容の内、地域福祉推進事業については、毎年「スマイルプランかけがわ21」の実績評価を行っている。毎年の評価結果は、現段階では府内各課に通知するに止まっているが、22年度に第2次の「スマイルプランかけがわ21」を策定することから、この中で第1次計画5ヶ年の成果について総括し、公表する予定。また、現時点においても毎年の評価結果を公表することは可能。 その他、福祉相談事業、ボランティア事業についても現段階では成果を公表していないが、公表することは可能。 法人運営費については法人の管理部門の人件費補助であるため、成果の測定指標の設定が難しいと考える。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	(1) ④記載のとおり、地域健康支援センターは医療、保健、福祉、介護の総合支援を行う地域活動拠点を目指している。その機能を発揮するためには、その地域を支える地域活動が重要な役割を果たすこととなる。平成22年度は東部地域健康支援センター(西山口地区)の設置が計画されているが、今後市内4箇所に設置する計画であり、その連携のためにも地域福祉の向上は不可欠であり、更に推進・発展させていくために法律上、地域福祉の推進を目的とした団体と位置づけられている社会福祉協議会への継続した補助が必要と考える。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	現在、社会福祉協議会に代わる組織はなく、行政と社協との協力関係が福祉事業推進にとって望ましい形と考えている。補助の終了については、社協に代わる組織の設立など、福祉を取り巻く環境に大きな変化が見込まれる場合などに検討することしたい。
③府内の他の部署、県及び民間で同様な事業はないか	無し

事業番号

30

補助金事業ヒアリング調書

行革審

1 事業名(補助金)	掛川市民生委員児童委員協議会補助金
2 事業開始年度	昭和35年度から開始 (継続50年間) 旧掛川市 昭和48年度から開始 (継続37年間) 旧大東町 昭和31年度から開始 (継続54年間) 旧大須賀町
3 担当部名	福祉生活部
4 担当課名	福祉課
5 上位施策名	ともに支え合う地域福祉活動の推進
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>掛川市民生委員児童委員協議会の運営事業の円滑な執行と地域福祉の推進を図ることを目的に予算の範囲内において補助金を交付。</p> <p>(2)対象者 (誰に)</p> <p>掛川市民生委員児童委員協議会</p> <p>(3)対象事業 (何に対して)</p> <p>ア 民生委員法第26条に規定する負担金のうち、 ①地区民生委員協議会活動費 ②民生委員児童委員活動手当 ③地区民生委員協議会会长活動手当 ④地区民生委員協議会・地区民生委員協議会会长会議へ出席に係る旅費 に相当する額 イ 指導費として委員1人あたり58,500円に人数を乗じて得た額</p> <p>(4)事業の必要性</p> <p>民生委員の職務は、低所得者の自立更正支援、老人、身体障害者、児童、母子家庭における母子、知的障害者等の福祉の向上、福祉事務所等への協力等広範囲にわたるものである。例えば要保護者の指導、社会調査、身体障害者福祉活動、生活福祉資金等の貸し付け指導等で、福祉事務所及び社会福祉協議会と市民とのパイプ役・相談役も務めている。 常に住民の立場に立って、住民が安心して暮らせるような支援を行う地域福祉の推進の担い手として位置づけられ活動している。</p>

	(5)事業の制度・内容等	(1)民生委員児童委員の職務遂行に必要な知識及び技術を取得するために研修を行うこと。 (2)地区民児協の強化と相互連絡及び親睦を図ること。 (3)社会福祉関係の機関及び団体との連携と協力を推進すること。 (4)社会福祉関係の機関及び団体との連携と協力を推進すること。 (5)その他、この会の目的達成に必要なこと。		
7 これまでの実績等				
(1)事業実績	行政と市民との連絡役として、情報の提供や援護活動、その他の福祉サービスを行い、地域福祉の推進を図っている。 民生委員(児童委員)の活動状況 A. 内容別相談・支援件数 合計4,560件（日常的な支援778件、子どもの地域生活632件、在宅福祉534件、家族関係349件、健康・保健医療315件、他） B. 分野別相談・支援件数 合計4,560件（高齢者に関すること2,073件、子どもに関すること1,159件、障害に関すること486件、その他842件） ・その他活動件数 合計20,234件（行事・事業・会議への参加協力5,818件、地域福祉活動・自主活動5,758件、民児協運営・研修4,776件、調査・実態把握2,396件他） ・訪問回数 合計16,624件（訪問連絡活動10,931件、その他5,693件） ・連絡調整回数 合計11,625件（委員相互4,405件、他の関係機関7,220件） ・活動日数 合計24,546件			
(2)事業費(千円)	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額
	事業費	24,529	24,610	24,651
	うち一般財源	10,969	11,050	11,069
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)	【事業の成果】 本補助事業は民生委員児童委員189名の活動に対する補助金であるが前記の事業実績のとおり、相談や支援の他、地域行事への参加等年間延べでは、53,043件(一人当たり約280件)、活動日数では、延べ24,546日(一人当たり約130日)の活動を行っている。 【事業の必要性】 ①近年における少子・高齢化の進展、家庭機能の変化等の社会環境の変化に伴い、住民の福祉ニーズは複雑、多様化しており、住民を地域で支援する地域福祉の推進や、保健・医療など関係分野との一層の連携が求められている。 ②こうした状況の中で、民生・児童委員の役割はますます重要な役割を担っている。引き続き、これらの期待に応えるためにもまた、人材確保のためにも補助金の交付は必要である。 【補助金額の根拠】 民生委員は、推薦等の手続きを経て厚生労働大臣から委嘱され、身分は非常勤の国家公務員とされている。補助額、24,610千円のうち、13,560千円(約45%)は、県の負担金であるが、一人当たりにすれば年間約13万となる。民生委員法の規定により、民生員は任期3年で無報酬とされているため、本補助金は活動費の補助であり上記1のとおり、補助金に見合う活動を行っているといえる。			
9 その他参考事項等	別紙のとおり(平成19年度各市における民生委員児童委員協議会補助金等調べ)			

補助金事業ヒアリング調書2

行政審

1 事業名(補助金)	掛川市民生委員児童委員協議会補助金
2 事業開始年度	昭和31年度から開始(継続54年間) 旧大須賀町
3 担当部名	福祉生活部
4 担当課名	福祉課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	
①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか	<p>民生委員法第6条では、民生委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者の中、人格高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意ある者であって児童福祉法の児童委員としても適当である者とされており、同法第5条により、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することになっている。</p> <p>職務内容は、援助を必要とする人の相談に応じ助言や援助を行う他、社会福祉事業・活動への支援、福祉事務所の業務への協力などの他、住民の福祉の向上を図るために活動を行うことなどがあり、福祉行政の推進にとって欠くべからざる存在である。民生委員活動の充実は、援助を必要とする人たちの福祉の向上に直結するため、市が民生委員児童委員協議会に援助をすることは、福祉行政上、必要なことであると考える。</p>
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	<p>民生委員法第10条により、民生委員には給与を支給しないことになっている。このため、民生委員活動に必要な経費については、国・県・市が補助する必要があり、本市では、県負担金の13,560千円(一人当たり約72,000円)に加え、市として活動費等で11,056千円(一人当たり58,500円)を助成しており、合計で24,610千円(一人当たり合わせて年間約13万円)となる。一方、民生委員の職務として、行政と市民の連絡役として、情報の提供や援助活動など年間一人当たり約280件の相談や地域行事などへの参加など活動が行われている。補助を実施しなかった場合、厚生労働大臣から委嘱されているとはいえ、委員のモチベーションの低下により、活動が縮小されたり、活動範囲も狭められることも心配され、要援護者に対する援助などにも悪影響が出ることも考えられる。また、平成22年度は、民生委員の改選期(任期3年)を迎えるが、無報酬で業務も多岐に渡ることから地域によっては人材確保が困難となることも予想される。公的な仕事をボランティア的に実施していただいていることから、研修や福祉活動について保証するための補助は必要と考える。</p>
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	<p>現在は、他人への無関心や、他からの干渉を嫌う人も多くなり、かつてのような地域コミュニティは薄れつつある。また、核家族化が進み、子育てや介護、病気などの状況を抱えつつも地域でも孤立しがちな人が増加している。民生委員の職務内容は、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくことであり、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うことや、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供・助言を行うことなどが挙げられており、現在の社会情勢の中で益々その必要性は高まっている。</p>
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	<p>上記③のとおり、近年における少子・高齢化の進展、家庭機能の変化等の社会環境の変化に伴い、住民の福祉ニーズはますます複雑・多様化しており、地域で孤立している人への援助や、虐待などの早期発見など、民生委員の地域に密着した活動の必要性は高く、特に行政だけでは対応できない問題への対応に大きな効果が期待できる。</p>

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	民生委員活動は、広く地域に認知されており、地域の様々な活動にも民生委員が参加している。身近な相談員としてや、市民と福祉行政を結ぶキーパーソンとしてなど、広く市民や地域に利益を還元している。特に日常的な支援や在宅福祉の支援や相談、地域での行事や事業への参加、訪問など年間約53,000件の活動の他、活動日数では延べ25,000日（一人当たり約130日）の活動を行い、3日に1回はなんらかの活動をしている。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	法律に定められた団体であり、同様な役割を果たす団体は他には無い。援助を必要とする者に関する必要な情報を求めて応じて市に提供するなど、市民と行政のパイプ役を果たし、地域福祉の推進役として民生委員児童委員の役割は大きく、同協議会は福祉行政の推進にとって必要不可欠な団体である。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	1人1人の活動件数は、毎月地区協議会長に報告しており、その集計は年度末に市へ提出され県へ報告している。現在は県同様、一般には公表していない状況である。民生委員は守秘義務があり、個人情報の取り扱いにも十分注意をしている。活動状況として概要件数は公表できる。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	現在でも市内には援助を必要とする人は数多くおり、今後も減少することはないと思われる。民生委員はこれらの人たちの見守りや相談の他、新たに援助を必要とする人の発見や住民の福祉の増進のための活動を行っており、今後益々必要性は高まることが考えられる。特に今後とも活動の発展が期待される域福祉協議会への関わりの他、想定されている東海地震への対応のための要援護者避難支援計画の運用においても民生委員児童委員の果たす役割は大きい。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間（終期）を設定しているか	上記のとおり、今後益々、必要性は高まるものと考えられる。補助の終了については、民生委員法の改正など、制度的に大きな変化が見込まれる場合などに検討することとしたい。
③府内の他の部署、国県及び民間で同様な事業はないか	無し。

事業番号

46

補助金事業ヒアリング調書

行革審

1 事業名(補助金)	掛川市シルバー人材センター事業費補助金
2 事業開始年度	昭和 62 年度から開始 (継続 23年間)
3 担当部名	福祉生活部
4 担当課名	高齢者支援課
5 上位施策名	高齢者が安心して暮らせる福祉の充実
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>高齢者の就業機会を増やし、高齢者の積極的な社会参加・生きがいづくりの向上に資するとともに、地域社会に貢献することを目的とする。</p> <p>(2)対象者 (誰に)</p> <p>社団法人 掛川市シルバー人材センター</p> <p>(3)対象事業 (何に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業 ・シルバー人材センター地域生活支援事業 <p>(4)事業の必要性</p> <p>シルバー人材センターは、高齢者の社会参加を活性化・維持させる目的で設置され、「高齢者等の雇用の安定に関する法律」に基づき県知事の指定を受けている団体で、国・県・市から助成・支援を受けている公益法人であり営利を目的とするものではなく、長い就業生活で養われた経験を生かし、個人や企業など地域社会に大きく貢献している。 仕事をすることで社会に貢献している意識が生まれ、健康維持や生きがいづくりにもつながることから、医療費の抑制にも大きく貢献している。 近年では、景気後退を受けて配分金を生活の糧としている会員も多くなってきている。 民間企業では就業機会を得られない高齢者の方が、仕事を得て社会に貢献しているという意識を持ち、生きがいを持って生活している。 公益社団法人であり、利益をあげられないことから、補助金なしでの運営は難しく、継続支援することで安定した運営が可能となり、高齢者自ら働くことで健康維持し、医療費の抑制や地域社会への更なる貢献が期待できる。</p> <p>(5)事業の制度・内容等</p> <p>「高齢者等の雇用の安定に関する法律」に基づき県知事の指定を受けている団体で、国・県・市から助成・支援を受けている公益法人で営利目的とするものではない。 高齢者一人ひとりの知恵や技能、豊富な経験を活かして仕事をすることで、地域社会が活性化・維持する。 会員である高齢者の自主的な活動を通じて会員の就業機会の拡大による福祉向上を図っている。 基本的に臨時の、短期的及び軽易な仕事を請負や委任という形で受ける。センターと会員の間に雇用関係は発生しない。 仕事例(介護や家事援助、庭木の手入れ、梱包、清掃、駐車場管理等) 市内在住のおおむね60歳以上の男女 会費1,000円 センターから連絡を受けた仕事の中から自分で選んで働く</p>

7 これまでの実績等																																															
	<p>平成20年度実績 ・会員数762人 ・受託件数7,167件 ・契約金額468,519,096円</p> <p>(1)事業実績 《総事業費》512,635,360円 うち国庫負担額 13,900,000円 うち県負担額 4,050,000円 うち市負担額 18,050,000円</p>																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20決算額</th><th>H21事業費</th><th>H22予算要求額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>23,950</td><td>21,250</td><td>20,400</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>19,900</td><td>18,050</td><td>18,050</td></tr> </tbody> </table>				区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額	事業費	23,950	21,250	20,400	うち一般財源	19,900	18,050	18,050																															
区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額																																												
事業費	23,950	21,250	20,400																																												
うち一般財源	19,900	18,050	18,050																																												
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)	<p>景気後退を受け、昨年度は前年比約1千万円の受注額が落ち込み、今年度も大変厳しい状況にあるが、サービス向上のために接遇研修や勉強会を実施したり、福祉家事援助サービスや便利屋業務などの一般家庭のニーズ掘り起こしにも努めている。</p> <p>市町合併後、シルバー人材センターも統合されたことにより、県からの補助金が減額されている中、大東と大須賀の事務所を統合する等、経費節減にも努力している。</p> <p>地域に密着したサービスを提供することは、民間の企業とは違う親近感や安心感を与える。また、高齢者自身にも現役で仕事ができる喜びが生まれ、お客様に喜んでもらえることで生活の生きがいともなっている。</p> <p>会員数の伸びと受注額の減少が課題であるが、新たな独自事業を会員自らが提案し、会員の意識改革にも取り組んでいる。</p> <p>国では「センターの活動そのものは一定の役割を担っている」としつつも、補助率が高すぎる等と指摘し1/3程度を削減すべきとしている。また、県においては昭和56年度から全市町村に設置することを目標とし、補助を行ない平成12年度に達成し10年近くになることから、廃止を考えている。</p> <p>しかしながら、掛川市のシルバー人材センターの経営状況(21年度予算ベース)をみると、事務事業運営費収入62,901千円の内35,150千円と56%近くを国・県・市の補助金を受け運営している。市の補助金を廃止や減額した場合の対応策としては、会費や手数料の値上げが挙げられるが、手数料の7%は県内の最高位にあることから、不況の現状では手数料を上げた場合には、事業収入の激減に繋がる恐れが出てくる。</p> <p>これを契機として経営改善計画をまとめ補助金依存体質を改める必要があるので、大幅な削減は出来ない。</p> <p>高齢者が増加する中、高齢者の就労の場を確保するとともに、高齢者が元気で働くことにより健康維持ができ、介護予防や保険料増加の抑止に繋がることからこの補助は存続させるべきと考える。(平成16年度全シ協調査では国民健康保険の場合、会員と一般高齢者とを比較すると3万円会員の方が低く、要介護者率では1.9%会員の方が低い推計となっている。)</p>																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【平成21年度】会員数</th><th>予算</th><th>市補助金</th><th>一人当たり換算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><掛川市> 762人</td><td>507,772千円</td><td>21,250千円</td><td>27,887円</td></tr> <tr> <td><磐田市> 805人</td><td>460,323千円</td><td>27,000千円</td><td>33,540円</td></tr> <tr> <td><袋井市> 476人</td><td>288,496千円</td><td>16,200千円</td><td>34,033円</td></tr> <tr> <td><菊川市> 489人</td><td>321,482千円</td><td>10,660千円</td><td>21,800円</td></tr> <tr> <td><御前崎市> 187人</td><td>152,167千円</td><td>11,600千円</td><td>62,032円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の推移</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫補助金額</td><td>14,020千円</td><td>13,950千円</td><td>13,900千円</td><td>13,900千円</td></tr> <tr> <td>県補助金額</td><td>5,750千円</td><td>4,900千円</td><td>4,050千円</td><td>3,200千円</td></tr> <tr> <td>市補助金額</td><td>18,050千円</td><td>18,050千円</td><td>19,900千円</td><td>18,050千円</td></tr> </tbody> </table>				【平成21年度】会員数	予算	市補助金	一人当たり換算	<掛川市> 762人	507,772千円	21,250千円	27,887円	<磐田市> 805人	460,323千円	27,000千円	33,540円	<袋井市> 476人	288,496千円	16,200千円	34,033円	<菊川市> 489人	321,482千円	10,660千円	21,800円	<御前崎市> 187人	152,167千円	11,600千円	62,032円	補助金の推移	18年度	19年度	20年度	21年度	国庫補助金額	14,020千円	13,950千円	13,900千円	13,900千円	県補助金額	5,750千円	4,900千円	4,050千円	3,200千円	市補助金額	18,050千円	18,050千円	19,900千円
【平成21年度】会員数	予算	市補助金	一人当たり換算																																												
<掛川市> 762人	507,772千円	21,250千円	27,887円																																												
<磐田市> 805人	460,323千円	27,000千円	33,540円																																												
<袋井市> 476人	288,496千円	16,200千円	34,033円																																												
<菊川市> 489人	321,482千円	10,660千円	21,800円																																												
<御前崎市> 187人	152,167千円	11,600千円	62,032円																																												
補助金の推移	18年度	19年度	20年度	21年度																																											
国庫補助金額	14,020千円	13,950千円	13,900千円	13,900千円																																											
県補助金額	5,750千円	4,900千円	4,050千円	3,200千円																																											
市補助金額	18,050千円	18,050千円	19,900千円	18,050千円																																											

補助金事業ヒアリング調書2

行革審

1 事業名(補助金)	掛川市シルバー人材センター事業費補助金
2 事業開始年度	昭和62年度から開始(継続23年間)
3 担当部名	福祉生活部
4 担当課名	高齢者支援課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	<p>「高齢者の雇用の安定に関する法律」に基づき国・県・市が支援することが規定されていることから、市では「掛川市高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱」を定め、高齢者の就業の機会を増やすとともに、福祉の増進を図ることを目的に、「掛川市補助金交付要綱」の定めるところにより交付している。</p> <p>平成21年度の経営状況を予算ベースで見ると、事務事業運営費収入62,901千円のうち35,150千円(56%)が国・県・市の補助金である。</p> <p>シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者の就業機会を確保することにより、介護による医療費の抑制や高齢者の健康増進など波及効果が期待される。</p> <p>また、景気低迷により、企業においてはリストラをせざるを得ない状況で、有効求人倍率は0.33倍(10月現在、掛川管内)と、倍率の低下が続くなか高齢者雇用失業情勢が極めて厳しい状況下で、辛うじて仕事を確保できている状況である。</p>
①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか	<p>①実施しなかった場合の対応策としては、会費や手数料の値上げが挙げられるが手数料の7%は県内の最高位にあり、不況の現状では手数料を上げられる状況にない。</p> <p>②事務局の運営そのものが困難となり、仕事を受注する窓口が無くなり、800人近い高齢者の就労の場が失われる。</p> <p>③800人近い方が職業安定所に行っても今の経済状況では職に就くことは非常に困難である。</p> <p>④シルバー人材センターでの就労は、1ヶ月15日以内、120時間以内と決められており、ワークシェアで実施している。</p> <p>⑤他にこういう働き方が出来るところが無い。</p> <p>⑥事務費の値上げ、理事の削減、嘱託職員のリストラ、障害保険料の自己負担化(事務費は現在7%で県内最高値、値上げした場合業務の更なる減少が危惧される。)</p> <p>⑦会員の就労の場が失われた場合、医療費の抑制や高齢者の健康増進など波及効果が失われ、医療保険の増加に繋がる。</p> <p>⑧安価で受注しているので、発注者の負担増に繋がる。(企業においてはコストアップとなる。)</p>
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	シルバー人材センター事業は、自らの能力を活かしながら社会参加をしたいという概ね60歳以上の高齢者に対し、多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、活力ある地域社会をつくりだすことを目的としている。
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	<p>シルバー人材センターが企業、家庭、公共団体等から請負・委任形式で引き受けた臨時の・短期的な仕事を会員に提供し、会員は就業することによって、シルバー人材センターから配分金(報酬)を受け取るという仕組みになっている。</p> <p>超高齢化社会を迎える高齢者が増加するなか、高齢者が長年培った知識や経験を活かし、できる限り経済社会の担い手として活躍していただくことが重要で、将来的には意欲と能力のある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる社会を実現していくことが必要と考える。</p> <p>このようなことから、本事業は高齢者の雇用の場を確保すると共に、高齢者が生きがいと意欲を持って働く場所を提供するものであり、生きがいを持って就労し社会参加することで介護予防にも繋がり、近年の高齢化社会の課題の解決政策になっているとも言える。</p> <p>従って、本事業は初期の目的を達成するもので時勢に適合した事業と考える。</p>

<p>④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか</p>	<p>①健康で働く意欲のある高齢者の就業機会が確保され、社会貢献することが期待できる。 ②意欲を持って働くことで介護予防に繋がり医療費の抑制、健康増進への波及効果が期待できる。 ③高齢者の就労場所が確保され、年金以外の所得が得られ生活の安定化が図れる。 ④発注者へのアンケート調査の実施や、介護・子育ての分野での地域生活支援事業を実施するなど、地域貢献へ努力している。</p> <p>以上のことから、広く地域社会への貢献度が伺えるが、経営状況を見ると、景気低迷に伴い公共団体民間事業所からの業務の減少や、国・県の補助金対応の動向を考えると今しばらく補助を継続し、景気回復時には自立に向け経営改革を図り、補助金に頼らない経営体質に転換する必要がある。</p>
<p>(2)公益性・公平性</p>	
<p>①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか</p>	<p>①長い就業生活で養われた経験を生かし、個人や企業など地域社会に大きく貢献しており、高い公益性を有する。</p>
<p>②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか</p>	<p>①「高齢者の雇用の安定に関する法律」で国及び地方公共団体の援助を責務と規定している。 ②事務事業運営費収入の56%近くを国・県・市の補助金で賄っており、運営基盤が弱いため引き続き補助を行う必要がある。 ③発注者へのアンケート調査結果を見ると、今後も家事援助サービスを利用したいと言う回答が100%、契約金額も普通から安いと受け止めている方が98%とシルバー人材センターへの期待が非常に強い。</p>
<p>③事業の成果を公表しているか、またはできるか</p>	<p>①毎年度総会を開催し、当該年度の事業報告、決算報告並びに事業計画や予算案を審議公表している。</p>
<p>(3)効率性</p>	
<p>①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか</p>	<p>「高齢者の雇用の安定に関する法律」に基づき国・県・市が支援することが規定されている。また、事務事業運営費収入の56%近くを国・県・市の補助金で賄っており、運営基盤が弱く、景気低迷に伴い事業が減少している中地域貢献度は非常に高いので引き続き補助を行う必要があると考える。</p>
<p>②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか</p>	<p>今しばらく補助を継続し、景気回復時には自立に向け経営改革を図り、補助金に頼らない経営体質に転換する必要があると考える。</p>
<p>③府内の他の部署、国県及び民間で同様な事業はないか</p>	<p>①同様な事業は無い。</p>

補助金事業ヒアリング調書

行政審

1 事業名(補助金)	駅前東街区市街地再開発事業費補助金
2 事業開始年度	平成15年度から開始 (継続7年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	都市整備課
5 上位施策名	人が集い、にぎわい溢れる市街地の活性化
6 事業説明	<p>中心市街地の衰退は、全国的な問題であり、掛川市も例外ではない。中心市街地の衰退の原因としてあげられるものは、居住人口の減少、公益施設などの郊外への流出による都市機能の低下、などがあげられる。</p> <p>本事業で建設される建物には衰退の原因としてあげられることを補完するため、商業、住宅、駐車場、公共機能が整備されることとなっており、中心市街地活性化の起爆剤となることが期待されている事業である。公共床の活用については、今後議会などと協議することとなっている。</p> <p>本事業は、中心市街地エリアにある商業ゾーンの核として位置付けられ、歴史文化ゾーンの核である掛川城と結び中心市街地全体に人の回遊を図ろうとするものである。</p>
(1)目的 (何のために)	
(2)対象者 (誰に)	市街地再開発事業の施行者(本事業では再開発組合)
(3)対象事業 (何に対して)	都市再開発法第2条第1項に規定する事業のうち第一種市街地再開発事業
(4)事業の必要性	地方都市の中心市街地の衰退は、全国的な問題となっており、掛川市も例外ではない。平成18年に「まちづくり三法」を改正し、再生に向けての取り組みが特に優れている都市を国が認定支援していくことになった。掛川市では、新たな中心市街地活性化基本計画の策定に取りかかり、本年3月27日に内閣総理大臣の認定を受けた。駅前再開発事業は、基本計画の核となる事業で、居住者を増やすためのマンションや集客のための商業施設、公共施設、駐車場等が計画されている。掛川市総合計画、都市マスター・プランでも「掛川の顔」となる都市機能の整備の必要性が示されており、12万都市「掛川の顔」となるような賑わい空間を創出する施設として、中心市街地活性化のためにはなくてはならない事業である。

	(5)事業の制度・内容等	市街地再開発事業は、一般のビル経営と同じように採算性が必要であるが、都市計画事業であるため空地を十分とるなど、必ずしも採算性の高い建物ではなく、また様々な人々による共同化事業であり、権利変換という独特的の手法を用いるため調査・計画などが重要なウエイトをしめ費用がかさむことからも、事業の採算性が著しく不利とならないように補助制度がある。補助対象項目は、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等で、補助率は、国1/3、地方公共団体1/3となっている。再開発組合への補助は、地方公共団体を通しての間接補助である。												
7 これまでの実績等														
	(1)事業実績	駅前東街区市街地再開発事業は、平成15年度に再開発事業基本計画の策定に對しての補助金を受けたが、平成16年度に事業計画を見直すことになり、現在‘身の丈に合った’再開発事業の計画を策定し、事業推進を図っている。												
	(2)事業費(千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20決算額</th><th>H21事業費</th><th>H22予算要求額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>0</td><td>88,800</td><td>608,400</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>0</td><td>29,600</td><td>135,200</td></tr> </tbody> </table>	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額	事業費	0	88,800	608,400	うち一般財源	0	29,600	135,200
区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額											
事業費	0	88,800	608,400											
うち一般財源	0	29,600	135,200											
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)		掛川駅前東街区市街地再開発事業は、特定業務代行方式(設計から工事、保留床の処分に至るまで事業全体を一括して一事業者が行う方式)により平成24年の完成を目指して事業推進を図っている。マンションの建設により居住者の増加は見込めるので、今後は再開発ビルに人が集うにぎわい空間を創出するために公共施設の内容の検討、核テナント以外の魅力あるテナントの誘致等が課題である。												
9 その他参考事項等		磐田市の駅前で再開発事業を行っており、平成15年に天平のまち(店舗、業務、公益施設、住宅56戸、駐車場88台)が、平成19年にリベーラ磐田(店舗、業務、住宅75戸、駐車場264台)がオープンしている。市内では、掛川連雀南地区再開発事業として平成7年に事業着手し、平成9年に完成したみらいふ掛川(店舗、住宅39戸)があり、1階には市役所出張所が入居している。												

補助金事業ヒアリング調書2

行政審

1 事業名(補助金)	駅前東街区市街地再開発事業費補助金
2 事業開始年度	平成15年度から開始(継続7年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	都市整備課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	
①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか	市街地再開発事業は、市街地の面的な開発事業であり公共性を有している。都市再開発法122条により、地方公共団体は施行者に対して第一種市街地再開発事業に要する費用の一部を補助できることになっている。
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	中心市街地の衰退が進む。 (参考資料:中心市街地活性化基本計画) ①主要地点の歩行者通行量(H15)6,740人/日→(H19)6,097人/日 年160人減少 ②居住人口(H15)1,745人/日→(H20)1,579人/日 年33人減少 ③営業店舗数(H15)376店→(H19)357店 年5店舗減少
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	本年3月に内閣総理大臣認定を受けた掛川市中心市街地活性化基本計画は、中心市街地活性化のために5年後の目標を立て、その目標達成に向け50事業を計画している。その基本計画の中で核となる事業が駅前東街区市街地再開発事業である。
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	一軒一軒が個別に建て替えるより、再開発事業により複数の土地をまとめて、一体的に建て替える方が街づくり(広場の整備など良質な都市環境や新しい活力拠点の形成等)がしやすいことから、事業継続は必要でありその効果拡大が期待できる。

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	①中心市街地への来街者が増え商店街への波及効果が期待できる。②「掛川の顔」となるような都市施設が整備され都市力が向上する。③税収(固定資産税、市民税等)が増え市の財政基盤の強化につながる。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	都市再開発法及び掛川市市街地再開発事業費補助金交付要綱による。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	事業の成果を公表できる。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	都市計画事業として実施するもので、補助金の有無が再開発事業の資金計画に大きく影響する。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	平成20年度に駅前東街区市街地再開発事業に対する市の補助金の上限額の見直しを行った。(2億6,700万円から4億5,000万円に変更している。) 補助期間は、事業完了までとなる。(平成21年度から23年度まで3年間の予定)
③府内の他の部署、国県及び民間で同様な事業はないか	都市再開発法に基づいていることから他市の再開発事業でも同様の補助事業を行っている。

補助金事業ヒアリング調書

行革審

1 事業名(補助金)	乳幼児保育事業費補助金
2 事業開始年度	平成11年度から開始 (継続11年間)
3 担当部名	掛川市教育委員会
4 担当課名	幼児教育課
5 上位施策名	子育て・子ども支援の充実
6 事業説明	
(1)目的 (何のために)	私立認可保育園及び認可外保育施設における乳幼児の処遇を向上させるため、乳幼児保育を実施する施設に対して、運営費助成のため補助金を交付する。
(2)対象者 (誰に)	私立認可保育園、認可外保育施設
(3)対象事業 (何に対して)	<p>在籍月数に応じて(月額) 【私立認可保育園】 0歳児… 1歳児… 20,200円 2歳児… 7,500円 (支給条件) 3歳未満児の在籍数が年間延べ72人以上であり、且つ国で定める最低基準より厳しい県補助基準を満たす保育士配置を行うこと。 【認可外保育施設】 0歳児… 9,600円 1歳児… 3,400円 2歳児… 1,200円 (支給条件) 3歳未満児の在籍数が年間延べ72人以上であること。</p>
(4)事業の必要性	近年の保育需要の高まりにより、低年齢から保育園入園を希望する保護者が増えている。乳幼児(3歳未満)を保育するには大きな労力が必要であり、保育士も手厚い配置が必要となる。県の補助事業である、当事業を実施することにより県基準を満たす保育士配置とし、乳幼児保育を適切に実施し、処遇の向上を図ることができる。そのための運営費を補助するため、補助金が必要と考える。

		<p>静岡県(1/2補助事業)「多様な保育推進事業費補助金交付要綱」による。</p> <p>【私立認可保育園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児の在籍数が年間延べ72人以上であること。 ・県の定める保育士配置基準を満たすこと。 <p>【認可外保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児の在籍数が年間延べ72人以上であること。 																		
7 これまでの実績等																				
(1)事業実績		<p>【静岡県1/2補助】</p> <table> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>75,295,500円</td> </tr> <tr> <td>認可保育園</td> <td>73,101,500円</td> </tr> <tr> <td>認可外保育施設</td> <td>2,194,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>79,476,500円</td> </tr> <tr> <td>認可保育園</td> <td>76,601,100円</td> </tr> <tr> <td>認可外保育施設</td> <td>2,875,400円</td> </tr> </tbody> </table> <table> <tbody> <tr> <td>平成21年度(見込み)</td> <td>92,017,200円</td> </tr> <tr> <td>認可保育園</td> <td>89,137,200円</td> </tr> <tr> <td>認可外保育施設</td> <td>2,880,000円</td> </tr> </tbody> </table>	平成19年度	75,295,500円	認可保育園	73,101,500円	認可外保育施設	2,194,000円	平成20年度	79,476,500円	認可保育園	76,601,100円	認可外保育施設	2,875,400円	平成21年度(見込み)	92,017,200円	認可保育園	89,137,200円	認可外保育施設	2,880,000円
平成19年度	75,295,500円																			
認可保育園	73,101,500円																			
認可外保育施設	2,194,000円																			
平成20年度	79,476,500円																			
認可保育園	76,601,100円																			
認可外保育施設	2,875,400円																			
平成21年度(見込み)	92,017,200円																			
認可保育園	89,137,200円																			
認可外保育施設	2,880,000円																			
(2)事業費(千円)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20決算額</th><th>H21事業費</th><th>H22予算要求額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>79,477</td><td>92,018</td><td>95,271</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>39,739</td><td>46,010</td><td>47,636</td></tr> </tbody> </table>	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額	事業費	79,477	92,018	95,271	うち一般財源	39,739	46,010	47,636						
区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額																	
事業費	79,477	92,018	95,271																	
うち一般財源	39,739	46,010	47,636																	
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)		保育園において、乳幼児の処遇向上のための運営費に充てており、乳幼児の処遇向上及び積極的な受入に活用されている。今後も引き続き、低年齢からの入所希望は多いことが予想される。保育園で受け入れやすい環境を整えるため、今後も補助していく必要があると考えている。																		
9 その他参考事項等		同様の補助金の有無 磐田市:実施(県補助) 袋井市:実施(県補助) 菊川市:実施(県補助)																		

補助金事業ヒアリング調書2

行政審

1 事業名(補助金)	乳幼児保育事業費補助金
2 事業開始年度	平成11年度から開始(継続11年間)
3 担当部名	教育委員会
4 担当課名	幼児教育課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	
①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか	国が単価を定め、国・県・市及び保護者で負担する運営費が、実際の経費と見合っていないため、補助金支出という手段で関与せざるを得ない状況である。 認可外保育施設についても、乳幼児保育を適切に実施するためには、補助金を交付する必要がある。
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	乳幼児を受入するためには、配置基準以上の保育士を配置する必要があり、園の経営を圧迫するため、最悪の場合、園によっては乳幼児の定員を削減することが考えられ、乳幼児の待機児童数が増加する恐れがある。 認可外保育施設についても、乳幼児の受入を制限することが考えられる。
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	近年の保育需要の高まりにより、低年齢から保育園入園を希望する保護者が増えている。現在、子育て支援は重要な課題であり、保育園の待機児童は社会問題となっている。
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	運営費が十分でない中、乳幼児の補助金があるから運営ができているという状況であるため、効果拡大は期待できないが、現状維持は可能と考える。 認可外保育施設についても、補助金は最低限の水準であるため、効果拡大は期待できないが、現状維持は可能と考える。

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	補助対象者のうち、認可保育園の運営は社会福祉法人であり、認可外保育施設についても、県の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を受けた施設であるため、高い公共性があるとともに、その活動は市民に利益を還元するものと考える。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	高い公共性があり、特定の事業を実施している団体であるため、明確であると考える。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	公表していないが、1年間に保育園で保育した乳幼児の数を公表することができる。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	保育ニーズは年々高まる傾向にあり、交付される運営費が十分でない中、安心して乳幼児を保育するためには、今後更に充実していく必要があるため、まだ、達成途上といえる。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	平成11年度に県の補助金交付要綱が定められ、その後、県要綱改正に伴い市の要綱も改正している。終期については、現行の制度が改正されるまでと考えている。
③府内の他の部署、国県及び民間で同様な事業はないか	なし。

第3WG(ワーキンググループ)

補助金事業ヒアリング調書

行政審査

1 事業名(補助金)	小笠掛川勤労者福祉サービスセンター運営費補助金
2 事業開始年度	平成13年度から開始 (継続9年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	商工労働観光課
5 上位施策名	勤労者が生き生きと働き、暮らせる社会の実現
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>中小企業の労働者の福祉増進を図るため、補助金を交付する。</p> <p>(2)対象者 (誰に)</p> <p>財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター</p> <p>(3)対象事業 (何に対して)</p> <p>中小企業勤労者総合福祉推進事業 - 中小企業勤労者に対する不慮の災害、臨時の支出等に関する共済事業、施設の利用のあっせんその他の福祉事業を総合的に実施する事業 - 勤労者福祉サービスセンターの管理費、事業費</p> <p>(4)事業の必要性</p> <p>中小企業と大企業の間には雇用・労働条件などさまざまな格差が生じており、労働福祉においても、資金力や従業員が少なく充分な事業ができないため、大きな格差がある。そこで、労働福祉に対する格差を縮小し、勤労者が生涯にわたり豊かで充実した生活が送ることができるようにするため、全国で勤労者福祉サービスセンターが設立され、中小企業単独では実施が難しい福祉事業を行っている。小笠掛川勤労者福祉サービスセンターは、掛川市、菊川市、御前崎市の3市内の中小企業の勤労者が加入しており、勤労者の福祉向上のため支援は必要である。</p> <p>(5)事業の制度・内容等</p> <p>掛川市、菊川市、御前崎市の3市で930万円を負担している。 均等割20%、人口割40%、事業所割40%で算出している。</p>
7 これまでの実績等	<p>(1)事業実績</p> <p>1 福利厚生事業 - 人間ドック受診料、インフルエンザ予防接種補助 2 余暇活動支援事業 - 利用券(食事、観劇、コンサート等)の斡旋 - 施設利用助成 3 自己啓発支援事業 - 文化教養教室の開催 - セミナーの開催 4 共済給付事業 - 祝金、傷病見舞金、住宅災害見舞金、生涯見舞金、死亡弔慰金の給付</p>

(2)事業費(千円)	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額
	事業費	16,271	17,430	16,287
	うち一般財源	4,503	4,238	4,246
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)		<p>事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年会員のニーズを考慮し事業計画を検討しているため多くの会員に利用され勤労者の福祉向上に寄与している。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金が平成22年度で終了となるため、事業の縮小が余儀なくされ、会員のメリットが薄れ退会者が増えることが懸念される。 ・ <p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金が終了するため、本センターの経営基盤強化のため3市が協調して支援する必要がある。 ・公益法人改革関連法が平成20年12月から施行されたため、公益法人、一般法人又は法人化しないかを平成25年11月までに決めなければならない。 		
9 その他参考事項等		<p>小笠掛川勤労者福祉サービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立 平成13年6月1日 ・県内には勤労者福祉サービスセンターが10センターあり、その中で、浜松、静岡に次いで会員数が多い。(平成21年3月末現在 1,040事業所、会員数5, 306人) 		

補助金事業ヒアリング調書2

行政審議会

1 事業名(補助金)	小笠掛川勤労者福祉サービスセンター運営費補助金
2 事業開始年度	平成13年度から開始(継続9年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	商工労働観光課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	
①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか	中小企業と大企業の間には雇用・労働条件を含め、労働者の福利厚生面において、大きな格差がある。勤労者福祉サービスセンターでは中小企業の労働者が健康で充実した生活が送れるようにするために、中小企業単独では難しい共生事業等の総合的な労働者福祉事業を行っている。 このため、中小企業勤労者の福祉増進のため行政が支援することは妥当だと考える。
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	国の補助金が平成22年で終了するので、市の補助金が無くなつた場合、サービスセンターの月800円/人(うち事業主1/2以上負担)の会費を上げるか、事業の縮減、若しくは利用者の負担金増をしなければならない。そうした場合、この景気が低迷している時では、勤労者、事業主がこの負担に耐えられず脱会者が増え、本サービスセンターの運営に支障をきたすことになる。最悪の場合、解散になれば、今まで本サービスセンターが担っていた中小企業の労働者福祉事業をどうするか市が考えなければならなくなる。
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	この景気が低迷している時では、中小企業の業績回復は見込まれず、中小企業においては福利厚生等は切り捨てられやすいので、本サービスセンターが実施している労働者福祉事業はこういう景気低迷時ではさらに重要と考える。
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	事業の継続により、本サービスセンターの運営基盤が維持され、中小企業の労働者福祉事業の充実が図られる。

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	本サービスセンターは、中小企業の労働者が健康で豊かな生活が送ることができるために重要な福祉事業を実施しており、このことは中小企業の振興及び地域の発展に寄与している。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	市内中小企業の労働者福祉を増進する事業を実施している団体は、本サービスセンターしかない。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	市集中改革プランの「外郭団体等の経営健全化」の中で、本サービスセンターの経営状況等を公表することになっているため、企画調整課がとりまとめて市ホームページで公表している。また、本サービスセンターのホームページで活動内容を紹介している。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	現在の景気低迷により中小企業の経営を圧迫している状況では、中小企業で労働者福祉の充実を図ることは、困難であり、支援することは今まで以上に重要であると考える。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	当市の補助金額は菊川市と御前崎市の3市で協調して930万円を均等割20%、人口割40%、事業所割40%で算出して負担しており、来年度で国庫補助金が終了するので、3市で今後の支援について協議する必要がある。 それとともに、本サービスセンター役員と行政とで今後のサービスセンターのあり方(公益法人改革、近隣のサービスセンターとの統合)について協議する必要があると考える。
③府内の他の部署、県及び民間で同様な事業はないか	ありません。

補助金事業ヒアリング調書

行革審

1 事業名(補助金)	商工業事業活動費補助金			
2 事業開始年度	昭和51年度から開始 (継続34年間)			
3 担当部名	経済建設部			
4 担当課名	商工労働観光課			
5 上位施策名	地域経済を支え未来へ飛躍する商工業の発展			
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>商工会議所法(昭和二十八年八月一日法律第百四十三号)及び商工会法(昭和三十五年五月二十日法律第八十九号)に基づき、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、地域経済の健全な発展に寄与するため</p> <p>(2)対象者 (誰に)</p> <p>掛川商工会議所、大東町商工会、大須賀町商工会</p> <p>(3)対象事業 (何に対して)</p> <p>掛川商工会議所の商工業振興事業、大東町商工会及び大須賀町商工会の商工業振興事業の運営費</p> <p>(4)事業の必要性</p> <p>市内企業の振興のため(商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する。)</p> <p>(5)事業の制度・内容等</p> <p>補助金交付要綱に基づき、掛川商工会議所、大東町商工会、大須賀町商工会からの補助金申請に対し補助金交付する</p>			
7 これまでの実績等	<p>(1)事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ①掛川商工会議所 <ul style="list-style-type: none"> ・商業振興事業(商売繁盛シンポジウム・先進地視察・商店街組合、県商連等連携事業・販売促進事業) ・工業振興事業(セミナー・視察、研修・工業部会員交流事業) ・中心市街地活性化事業(掛川商工まつり等) ・交流型産業推進事業 ②大東町商工会 <ul style="list-style-type: none"> ・商業振興事業(小笠地区商工会広域連携事業・商工会合併推進事業・先進地視察、研修・相談事業) ・工業振興事業(セミナー・視察、研修・工業部員交流事業) ・運営事業 ③大須賀町商工会 <ul style="list-style-type: none"> ・商業振興事業(おおすか夏まつり事業・年末大売出し事業・商工会合併推進事業・先進地視察、研修・相談事業) ・工業振興事業(セミナー・視察、研修・工業部員交流事業) ・運営事業 			
(2)事業費(千円)	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額
	事業費	41,080	40,530	35,700
	うち一般財源	41,080	40,530	35,700

8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)	<p>事業の成果</p> <p>地域住民に支持される店舗・商店街運営の支援、創意工夫に努める業界団体等との連携、商店の販売維持・促進に向けた視察や研修事業などの活動に取り組んだことなどにより商業の振興が図られた。</p> <p>工業の各種資格取得に関する支援事業など技能の普及及び中小企業の技術支援、金融相談など各種相談事業を実施したことにより工業の振興が図られた。</p> <p>今後の方向性・課題</p> <p>商店街の空洞化の進行を防ぐために、さらに商店街活性化の研究、研修を実施し魅力ある商店街づくりや情報発信に努め、競争力を高めていく。富士山静岡空港の開港に伴う新たなビジネスの創出や中心市街地の活性化を推進していく。</p> <p>課題としては、大東町商工会と大須賀町商工会の合併の推進。景気低迷による商品販売額や工業出荷額の低迷に対する景気浮揚に対する支援の推進。</p>								
9 その他参考事項等	<p>※平成21年度近隣市の補助金交付状況</p> <table> <tbody> <tr> <td>磐田市 商工会議所</td> <td>62,700千円</td> </tr> <tr> <td>袋井市 商工会議所</td> <td>27,800千円</td> </tr> <tr> <td>菊川市 菊川市商工会</td> <td>13,390千円</td> </tr> <tr> <td>御前崎市 御前崎市商工会</td> <td>30,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	磐田市 商工会議所	62,700千円	袋井市 商工会議所	27,800千円	菊川市 菊川市商工会	13,390千円	御前崎市 御前崎市商工会	30,000千円
磐田市 商工会議所	62,700千円								
袋井市 商工会議所	27,800千円								
菊川市 菊川市商工会	13,390千円								
御前崎市 御前崎市商工会	30,000千円								

補助金事業ヒアリング調書2

行革審

1 事業名(補助金)	商工業事業活動費補助金
2 事業開始年度	昭和51年度から開始(継続34年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	商工労働観光課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	
①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか	商工会・商工会議所は、商工会法及び商工会議所法に基づき設立された認可法人です。全国で、商工会は、主に町村地域に約1900ヶ所、商工会議所は主に市地域に約500ヶ所設立されています。商工団体は、商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的とした「地域の総合経済団体」です。また、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援促進法)」において、小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(経営改善普及事業)を実施する「指導団体」として位置づけられています。また、経営改善普及事業の他にも、商工業に関する施設の設定・運用(基盤施設事業)、商工業に関する調査研究、講習会・講演会・展示会等の開催、共済事業を始めとした社会一般の福祉の増進等、地域経済の活性化のための様々な事業を実施しています。以上のように地域経済の振興に寄与するという公共性の高い事業に対する補助のため妥当性はあると判断します。
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	補助金を実施しなかった場合、自主財源が少なく事業の運営に多大な支障をきたすことが予想される。会員にとってのマイナス面では、商工会会費や商工業等の各種部会の負担金などの大幅な値上げが必要となり、退会者の増加に繋がり、現会員の慰留や新規会員の獲得に大変な労力を要する可能性がある。
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	商工業の育成と振興を図ることを目的とする商工団体への補助である。商工業振興は地道な努力と継続が必要であり、掛川商工会議所が進める「中心市街地活性化事業」への参画、「交流型産業推進事業」などの事業は、内容が時勢に合致していると考える。
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	上記の様な時勢に合致した事業を導入しており、新興産業の創出に繋がる可能性や、更なる発展が期待できる。一方現事業が継続されなかった場合、例を挙げると商店街等の現状維持が困難になり、活性化が図られなくなり、さらに商店街の衰退が加速するなど負のスパイラルに陥ることが危惧される。

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	営利を目的としない団体であり、主として20人以下の小規模事業者(商業・サービス業は、5人以下)に対する指導・支援を行う「経営改善普及事業」を実施していることに対して補助をしている。商工業の振興を図り、商工業が活性化され全体の工業出荷や商品販売が上昇し、広く市民や地域に利益が還元されるものと考えられる。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	3商工団体は、商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的とした「地域の総合経済団体」であり、公益性・公共性が高い団体に対する補助と考える。特定団体とは、異種の組織であると考える。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	3商工団体の事業の成果等については、会員に対して通常総会により公表している。また、会報資料によりすべての会員に年間の事業の成果及び活動内容等の報告がなされている。また、掛川商工会議所については、インターネットのホームページにより活動内容等の情報を公表している。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	新しい産業が興されたり、従来の産業が廃止されたりしながら商工業が存続する限り、使命は終わっていない。つまり、小規模事業者の経営改善発達を支援するための措置を商工団体が講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって掛川市民経済の健全な発展に寄与することに繋がるため、使命は終了していない。小規模事業者(20人以下の企業又は、商業・サービス業は、5人以下)及び商工会員が、存続する限り使命は、終了していない。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	商工3団体は、毎年、時勢に沿った新規事業を加えたり、必要性や効果の薄くなつた事業を廃止するなど事業計画を見直している。補助期間(終期)は、設定していない。
③府内の他の部署、県及び民間で同様な事業はないか	府内の他の部署には、同様な事業は、見当たらない。県の補助金については、2町の商工団体に対して主に人件費補助金が交付されている。

補助金事業ヒアリング調書

行革審

1 事業名(補助金)	掛川観光協会補助金
2 事業開始年度	昭和57年度から開始(継続 28年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	商工労働観光課
5 上位施策名	何度でも訪れてみたくなる魅力ある観光の振興
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために) 掛川市の観光振興を図るために補助する</p> <p>(2)対象者 (誰に) 掛川観光協会</p> <p>(3)対象事業 (何に対して) 観光協会が実施する誘客イベント、PR事業、案内事業に対して補助する。</p> <p>(4)事業の必要性 国が観光立国を標榜する中、富士山静岡空港開港以後都市間競争はますます激化しており、伊豆地区や富士山を抱える東部地区に比べ西部地区的観光地については誘客が難しい状況となっている。観光協会は任意団体であり、行政が直接実施しにくいお祭り等の行事についても事業を展開でき、掛川市の情報発信を行う上で非常に意義のある組織である。 また今後地域間競争を勝ち抜くためには、全市的な視点は勿論、県西部広域を一体化・連携しての観光PRが必要不可欠であり、広域の連携をとりやすい観光協会の活動支援は重要である。</p>
(5)事業の制度・内容等	<p>観光協会事業補助金交付要綱に基づき下記4事業を実施する。なお補助率は10分の10であるが、補助金額は24,000千円を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①誘客宣伝事業 ②イベント事業 ③受入対策事業 ④組織協会事業 <p>事業の実施については、掛川市からの補助金・委託金、会員会費、事業収入(カレンダー販売、かわら版協賛金、その他)をもって事業費としている。</p>
7 これまでの実績等	<p>事業は掛川、大東、大須賀の各支部事業と統合事業の4つに別れる。</p> <p>◆統合事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JR掛川駅構内観光案内処運営事業(6/1~) 2. 東京キャンペーン(8/28~29)ふるさと情報プラザにて物産イベントキャンペーン 3. おもてなしセミナー(9/29)商工会議所ホールにて外国人おもてなしセミナー 4. かけがわいも汁PR事業(11/3)掛川商工まつりに出店PR <p>◆掛川支部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宣伝事業(広告宣伝、かわら版刊行、カレンダー制作刊行名刺制作等) 2. イベント事業(掛川城戦国城下市、納涼まつり、楽市、観光等) 3. 観光客受入対策事業(案内処運営・粟ヶ岳山頂休憩所運営・パンフ作成等) <p>◆大東支部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広告宣伝事業(高天神例大祭・中地区祭典ポスター、観光名刺作成) 2. 施設整備事業(大浜公園ライトアップ、正月鳥居設置、公園等看板整備) 3. イベント事業(いとくり通り花火、凧揚げ、エンジョイウォーク、軽便鉄道展、高天神例大祭イベント) <p>◆大須賀支部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宣伝事業(三社祭、ちっちゃな文化展ポスター、報道機関等PR、ゆうもあ大賞協賛等) 2. イベント事業(写真コンテスト、へらぶな釣り大会、夏祭り、ちっちゃな文化展、凧揚げ等)

(2)事業費(千円)	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額																		
	事業費	17,945	22,895	14,966																		
	うち一般財源	17,945	22,895	14,966																		
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)	<p>◆事業の成果 掛川地区では主に掛川城周辺を主体に、大東地区では高天神城跡を主体に、大須賀地区では横須賀街道周辺を主体にそれぞれの特性を活かし、集客事業を行っている。その結果観光交流客数については増加傾向である。</p> <p>◆今後の方向性・課題 現在の活動は3支部(掛川・大東・大須賀)毎に行われ統一的な行事は限定されており、今後は各支部間の連携を密にして事業の効率化、経費の削減に努める必要がある。 H22年度補助額はH20年度対比17%削減とする。(H21は、大祭補助500万円含むため35%減)</p>																					
9 その他参考事項等	<p>※近隣市の補助金交付状況 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>近隣市名</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市</td> <td>43,362,000</td> <td>43,362,000</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td>27,800,000</td> <td>25,000,000</td> </tr> <tr> <td>袋井市</td> <td>7,500,000</td> <td>7,500,000</td> </tr> <tr> <td>菊川市</td> <td>5,259,000</td> <td>5,259,000</td> </tr> <tr> <td>御前崎市</td> <td>14,500,000</td> <td>13,500,000</td> </tr> </tbody> </table>				近隣市名	平成21年度	平成22年度	浜松市	43,362,000	43,362,000	磐田市	27,800,000	25,000,000	袋井市	7,500,000	7,500,000	菊川市	5,259,000	5,259,000	御前崎市	14,500,000	13,500,000
近隣市名	平成21年度	平成22年度																				
浜松市	43,362,000	43,362,000																				
磐田市	27,800,000	25,000,000																				
袋井市	7,500,000	7,500,000																				
菊川市	5,259,000	5,259,000																				
御前崎市	14,500,000	13,500,000																				

補助金事業ヒアリング調書2



1 事業名(補助金)	掛川観光協会補助金
2 事業開始年度	昭和57年度から開始(継続28年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	商工労働観光課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	
①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか	市にとって観光事業を推進することは、市内業者に多くの経済効果をもたらすこととなる。しかし行政単独での観光事業の推進には限界があり、多くの関係者により組織された観光協会を行政が支援することで、より効率的に多くの成果が期待できる。
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	観光事業については、観光協会に負うところが大きく、補助金を廃止した場合には、観光事業が大幅に減少し、市の観光振興に大きな影響が出る。
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	国土交通省では「観光立国推進計画」を策定、下記4点の推進を図るとしている。 ①国民の国内旅行及び外国人の訪日を拡大すると共に国民の海外旅行の発展 ②将来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進 ③地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現 ④国際社会における名誉ある地位の確立のため、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献 また静岡県では平成20年度より従来の観光コンベンション室を観光局に格上げし、観光施策の企画・立案、誘客活動の強化を図っている。 このように、観光施策については、今後成長が期待できる施策として国県共に推進を図っており、時勢に合致しているものといえる。
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	掛川市内には多くの観光資源が所在する。富士山静岡空港の開港や、今後供用開始予定の第2東名高速道路など、今後さらに入込客増が期待できる。これに伴う経済効果も大であると考えられ、観光協会への継続支援には、大きな効果の拡大が期待できる。

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	観光誘客活動により、市内の宿泊業、飲食業、小売業を中心とした、多くの業種・業態への経済波及効果が期待でき、多くの市民に利益還元が出来る。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	観光協会は地域に存在する人的・物的資産を活かし、掛川市の活性化を推進する唯一の非営利団体で他に類似の組織はない。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	観光協会組織の活動内容・収支状況については総会資料にて公表している。また、宿泊客、観光客数等については毎年合計客数を公表している。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	観光をとりまく環境は常に変化しており、事業内容についてスクラップ＆ビルドが重要であるが、今後も時代に合った観光施策実現のため、補助継続が必要である。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	掛川観光協会は平成18年に、掛川、大東、大須賀の3観光協会が合併し、新たに「掛川観光協会」として発足した。合併にあたり、従来から各協会が行ってきた活動を尊重する、との申し合わせにより活動している。合併4年目を迎え、合併による効果・効率を引き出すため、役員会等では統合・支部組織のあり方についての検討が必要だととの意見がある。また組織として中長期的な戦略が必要であるとの意見もあり、今後は早急にとりまとめる必要がある。なお補助期間の設定はしていない。
③府内の他の部署、県及び民間で同様な事業はないか	類似事業なし

補助金事業ヒアリング調書

行革審

1 事業名(補助金)	中山間地域等直接支払事業交付金
2 事業開始年度	平成12年度から開始 (継続10年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	農業振興課
5 上位施策名	豊かで力強い掛川型農業の確立
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>食料・農業・農村基本法の制定により、2000年から「中山間地域直接支払制度」として創設された。 耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、農耕地を守り多面的機能を確保する観点から、傾斜地農用地などの平地に比べ条件が不利な地域で農業生産を行う農業者等に、平地農業との作付け経費の差額の一部を交付金として支払う。</p> <p>(2)対象者 (誰に)</p> <p>特定農山村法の対象地域及びこれらと同等と知事が認めた特認地域において、市が認定した集落協定の参加者及び集落</p> <p>(3)対象事業 (何に対して)</p> <p>農用地の耕作及び保全活動</p> <p>(4)事業の必要性</p> <p>中山間地域のような傾斜の厳しい条件不利地域の茶業と、平地の低コスト茶業では、おのずと目指す目標も内容も異なり、今後茶価が一層の低価格水準に移行すれば、中山間地域の茶業は益々厳しい状況に追い込まれることになる。 高齢化の進展に伴い、大規模・専業農家(担い手)への農地の集積が進むと、耕作条件の不利な中山間地域の農地は真っ先に切り捨てられ、耕作放棄地の増加が懸念される。中山間地域の耕作放棄は、多面的機能(土壤の浸食や崩壊、水資源貯留能力)の低下による国土の荒廃を生じさせ、一度荒廃した国土を良質な状態に戻すことは至難の業である。 また、交付金の50%以上は集落の協同取組活動に割り当てることが定められており、これは農業生産活動に目的を限定せず、例えば集会場の修繕費に当てることが可能であり、中山間地域の地域コミュニティの維持活性化にも貢献している。 以上のように本事業は単に作付け経費の補填に留まらず、農業生産・保全活動継続を支援しつつ、地域コミュニティ活性化と国土保全に結びつく効果が期待できる事業であり、必要性が高い事業である。</p>

	<p>1)対象農用地 1ha以上のまとまりのある農振農用地</p> <p>①急傾斜の農用地 田=1/20以上 畑・草地・放牧地=15度以上</p> <p>②自然条件によって小区画で不整形な田</p> <p>③緩傾斜の農用地 田=1/100以上1/20未満、 畑・草地・採草放牧地=8度以上15度未満</p> <p>④高齢化率、耕作放棄率ともに高い農地 高齢化率:40%以上、 耕作放棄率:田=8%以上 畑・草地=15度以上</p> <p>(5)事業の制度・内容等</p> <p>2)対象農家等 1ha以上の農振農用地、5年以上農業継続する協定締結集落</p> <p>3)交付金額(単位:円／10a)</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th><th>急傾斜</th><th>緩傾斜</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td><td>21,000</td><td>8,000</td></tr> <tr> <td>畑</td><td>11,500</td><td>3,500</td></tr> <tr> <td>草地</td><td>10,500</td><td>3,000</td></tr> <tr> <td>採草放牧地</td><td>1,000</td><td>300</td></tr> </tbody> </table>		急傾斜	緩傾斜	田	21,000	8,000	畑	11,500	3,500	草地	10,500	3,000	採草放牧地	1,000	300
	急傾斜	緩傾斜														
田	21,000	8,000														
畑	11,500	3,500														
草地	10,500	3,000														
採草放牧地	1,000	300														
7 これまでの実績等																
(1)事業実績	<p>第1期 (H12～H16)</p> <p>① 対象地区 5地区23集落 約178ha</p> <p>② 事業費(交付金総額) 20,268千円×5年=約101,340千円 (内国・県補助金13,728千円×5年=68,640千円)</p> <p>第2期 (H17～H21)</p> <p>①対象地区 4地区21集落 約165ha</p> <p>②事業費(交付金総額) 約85,469千円 (内国・県補助金 57,591千円)</p>															
(2)事業費(千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20決算額</th><th>H21事業費</th><th>H22予算要求額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>17,099</td><td>17,996</td><td>13,101</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>5,579</td><td>5,876</td><td>4,355</td></tr> </tbody> </table>	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額	事業費	17,099	17,996	13,101	うち一般財源	5,579	5,876	4,355			
区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額													
事業費	17,099	17,996	13,101													
うち一般財源	5,579	5,876	4,355													
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)	<p>当市の約1,650haにおいて、前述(4)の如き成果を果たしてきたことは大変意義深いことであると思う。本年度で2期対策が終了となるが、協定取組者からは「この事業のお陰で耕作放棄しないでやってこれた」という意見が多数であった。</p> <p>来年度からは3期対策(5年間継続が条件)がスタートするが、本事業は比較的使途が自由な交付金である反面、対策期間中に耕作放棄地を出すと当該集落に交付された交付金の全額を対策初年度に遡って返還するという厳しいペナルティが課せられる。耕作者の中には高齢で後継者が無いため、傾斜の厳しい圃場での耕作が限界にきている方があり、お金では解決できない問題に直面していることも事実である。</p> <p>3期対策は新しい規定が設けられる予定であるが、これらの規定を正確に解釈して地元と協議し、向こう5年間を交付金返還とならないよう活動が継続できるよう処理する。</p>															
9 その他参考事項等	<p>3期対策の取組予定(中遠農林事務所管内)</p> <p>菊川市 1集落→0集落(廃止)</p> <p>森町 3集落→1集落(減)</p> <p>磐田市 3集落→3集落(2期のまま)</p>															

補助金事業ヒアリング調書2

行政審

1 事業名(補助金)	中山間地域等直接支払事業交付金
2 事業開始年度	平成12年度から開始(継続10年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	農業振興課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	
①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか	<p>妥当性あり。</p> <p>民間の利潤追求型営農活動の視点から考えると、平地に比べてコスト高の中山間地域の農用地は真っ先に切り捨てられ、耕作放棄していくことは必然であるが、耕作放棄されることによって引き起こされる国土の荒廃の先に待っている事は自然災害の誘発や獣害の増加である。これを憂慮し、対策を行うのは行政が担うべき役割と考える。</p>
②実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	<p>認められる。</p> <p>中山間地域に属する農用地の耕作放棄は、多面的機能(土壤の浸食や崩壊、水資源貯留能力)の低下による国土の荒廃を生じさせ、自然災害を誘発する。人の手が入らない荒れた里山は本来山奥に生息する野生動物と人里との距離を狭めることになり、獣害を増加させる。</p> <p>また、一度荒廃した国土を良質な状態に戻すことは至難の業である。</p>
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	<p>合致している。</p> <p>農業の近代化、大規模集積化が進む反面、中山間地域の農用地は地形的要件によりその枠から外れ耕作放棄されてしまう恐れがあるため、早急に対策を講じる必要がある。</p> <p>一度荒廃した国土を良質な状態に戻すことは至難の業である。</p>
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	<p>期待できる。</p> <p>まだ協定に参加していない農用地の管理者が耕作活動に限界を感じたとき、現行集落の取組状況や成果が手本となって、当事業への参加を促し、農用地の保全と同時に国土荒廃防止対象エリアの拡大が期待できる。</p>

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	還元する。 本事業は単に平地農用地との作付け経費の差額補填に留まらない。農業生産・保全活動継続を支援しつつ、交付金の使途が比較的自由であることによって地域コミュニティ活性化にも貢献できる。 国土保全による自然災害と獣害の抑制効果は市民や地域への恩恵が大である。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	ある。 中山間地域等直接支払交付金実施要領第4及び第6に基づく。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	公表している。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	本事業開始後10年間で約165haの中山間地域の農用地が健全に管理耕作されており、この事業が途切れれば耕作放棄地が増大するため継続が必要である。「この事業がなければ耕作放棄していた」という地元の声もあり、今後も農業者及び地域にとって当事業の必要性は高いと考える。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	1期対策 H12～H16年度 2期対策 H17～H21年度 3期対策 H22～H31年度(5年で見直し可能)
③府内の他の部署、県及び民間で同様な事業はないか	無し

事業番号 136

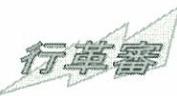
補助金事業ヒアリング調書

行革審

1 事業名(補助金)	市町自主運行バス事業補助金
2 事業開始年度	昭和63年度から開始 (継続22年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	都市整備課
5 上位施策名	利便性の高い移動手段の確保
6 事業説明	<p>(1)目的 (何のために)</p> <p>(2)対象者 (誰に)</p> <p>(3)対象事業 (何に対して)</p> <p>(4)事業の必要性</p> <p>地域住民の生活交通の確保及び福祉の向上を図るとともに、地域の活性化を促進するため、自主運行バス事業を行うものに対し補助金を交付している。</p> <p>路線バス事業者</p> <p>自主運行バス事業 対象バス路線と運行事業者</p> <p>(1) 東山線、粟本線、倉真線、尻尻線、桜木線、東循環線、市街地循環線（南回り）の7路線を掛川バスサービス(株)が運行している。 (2) 市街地循環線(北回り)、西循環線 の2路線をジーネット(株)が運行している。 (3) 掛川中横須賀線、大坂線 の2路線をしづてつジャストライン(株)が運行している。</p> <p>採算性が厳しいものの地域住民にとっては、必要不可欠な生活交通を確保する必要性があり、年間39万の方方が利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた旅客輸送手段を確保する。 ・旅客の利便の促進を図る。 ・地域の実情に即した輸送サービスを行う。

	(5)事業の制度・内容等	バス事業者が、運行する路線の収支に対し欠損額を補助する。 事業者が提出する運行収支決算書を審査し、欠損を認めたときは、その全額を助成する。補助金に係わる経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにする。		
7 これまでの実績等				
(1)事業実績	1 運行期間(20年度実績) 平成20年4月1日～平成21年3月31日 2 対象路線 (1)掛川バスサービス(株) 7路線：東山線、粟本線、居尻線、倉真線、桜木線、市街地循環線南回り、東循環線 (2)ジーネット(株) 2路線：市街地循環線北回り、西循環線 (3)しづてつジャストライン(株) 1路線：掛川中横須賀線 3 補助金額 (1)掛川バスサービス(株) 7路線＝ 75,869,208円 (2)ジーネット(株) 2路線＝ 21,171,111円 (3)しづてつジャストライン(株) 1路線＝ 21,879,000円 合計 10路線＝ 117,919,319円			
(2)事業費(千円)	区分	H20決算額	H21事業費	H22予算要求額
	事業費	102,650	117,920	161,294
	うち一般財源	87,929	102,298	146,294
8 事業の自己評価 (事業の成果、今後の方向性や課題等)	バス事業は、モータリゼーションの進展や過疎化・少子化の進行により大変厳しい経営状況にある。しかしながら、バスは地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であり、バス路線の維持・確保は重要な課題となっている。 掛川市の現状は、毎年利用者が減少している一方で、地域の要望に応え新規バス路線の開設を進めてきた結果、地域公共交通を支える補助金は、増加が続いている。現在、これらの問題を解決するため、公共交通あり方検討委員会を設置し、財政的な観点を重視しつつ、総合的に地域公共交通の見直しを図っています。			
9 その他参考事項等				

補助金事業ヒアリング調書2



1 事業名(補助金)	市町自主運行バス事業補助金
2 事業開始年度	昭和63年度から開始(継続22年間)
3 担当部名	経済建設部
4 担当課名	都市整備課
5 評価の視点	
(1)必要性・効果性	
①行政が補助金支出という手段で関与する妥当性はあるか	<p>市の公共交通インフラとして必要性があるが、採算がとれないバス路線の運行を当該補助金で支えているものであり、行政が補助金支出という手段で関与する妥当性がある。</p>
②実施しなかつた場合、多大なマイナスの影響があると認められるか	<p>補助を止めた場合、現在、補助している10の路線バスについては、全て路線廃止となる。平成20年度の実績で年間39万人、1日約1,000人の利用者があり、特に高齢者、障害者、学生などの交通弱者への影響は大きい。</p> <p>来年度、新規に補助予定の大坂線、秋葉中遠線については、2路線で年間70万人程度の利用者があり、こちらについても、補助しないことはそのまま路線廃止へつながり、利用者数から考えても、現在の10路線を上回る影響がある。</p>
③事業の目的、内容が時勢に合致しているか	<p>高齢化が進行しているほか、地域経済の地盤沈下も進んでいる。このような状況において、地域住民の交通手段の確保及び福祉の向上を図るとともに、地域の活性化を促進するバス事業の目的は、時勢に合致している。</p>
④事業の継続により、更なる効果拡大が期待できるか	<p>当市を含む地方の主要なバス路線は、全て公的な補助により支えられている現状があり、これらの交通インフラにより、多数の人々が地域を訪れ、地域住民の移動手段の確保がなされている。</p> <p>バス事業継続により、交通弱者の足を確保するとともに、交流人口の拡大による地域活性化を促進する効果がある。</p>

(2)公益性・公平性	
①補助対象者の活動は、広く市民や地域に利益を還元するものであるか	自主運行バスの運行は、特定の利用者が利用するものではなく、公共交通として不特定多数の市民に利用されており、広く市民や地域に利益を還元するものとなっている。
②特定団体への補助に対して明確な理由はあるか	路線バスの運行は、だれもが容易に出来るものではなく、道路運送法の乗合バス事業の許可事業者でなければできない。
③事業の成果を公表しているか、またはできるか	バス事業の成果となる利用者数については、路線別に公表している。さらに、各路線の収支状況などについても公表している。
(3)効率性	
①補助目的の達成状況はどうか、使命を終えていないか	モータリゼーションの進展などにより利用者減少は続いているが、依然として交通弱者は多数存在し、10の補助路線だけでも毎日約1,000人の利用がある点から、バス事業への補助金については、使命を終えてはいないといえる。
②過去の見直し状況はどうか、補助期間(終期)を設定しているか	過去、当該補助金の見直しは行われていない。 補助期間(終期)についても設定されていない。
③府内の他の部署、国県及び民間で同様な事業はないか	複数市町をまたぐなどの一定条件を満たすバス路線(系統)については、国や県により補助されているものもある。 現在、当市が行っている自主運行バス事業については、補助要件を満たない路線への補助となっており、県もその必要性から自主運行バス事業費の一部を市町に補助している。